

令和2年 三重県議会定例会  
教育警察常任委員会  
説明資料

所管事項説明	ページ
I 教育委員会事務局の組織機構	1
II 主要事項	4

令和2年5月22日  
教育委員会

## 目 次

I 教育委員会事務局の組織機構	1
II 主要事項	
1 令和2年度当初予算【教育委員会関係】について	4
2 新型コロナウイルス感染症に関する対応について	16
3 三重県教育ビジョンについて	20
4 防災教育・防災対策の推進について	42
5 学校における働き方改革の推進について	45
6 コンプライアンスの推進について	48
7 小中学校教育について	50
8 学力の育成について	53
9 高校教育について	59
10 外国人児童生徒教育について	64
11 特別支援教育について	67
12 安全で安心な学びの場づくりについて	70
13 人権教育について	77
14 体力向上と学校スポーツについて	79
15 健康教育・食育について	82
16 社会教育について	85
17 文化財の保存・活用・継承について	88
18 教職員の資質向上について	91

## I 教育委員会事務局の組織機構

### 1 本庁（職員数：301名）

令和元年度から組織体制について変更はありません。

### 2 地域機関（職員数：50名）

令和元年度から組織体制について変更はありません。

#### 参考

【学校数】

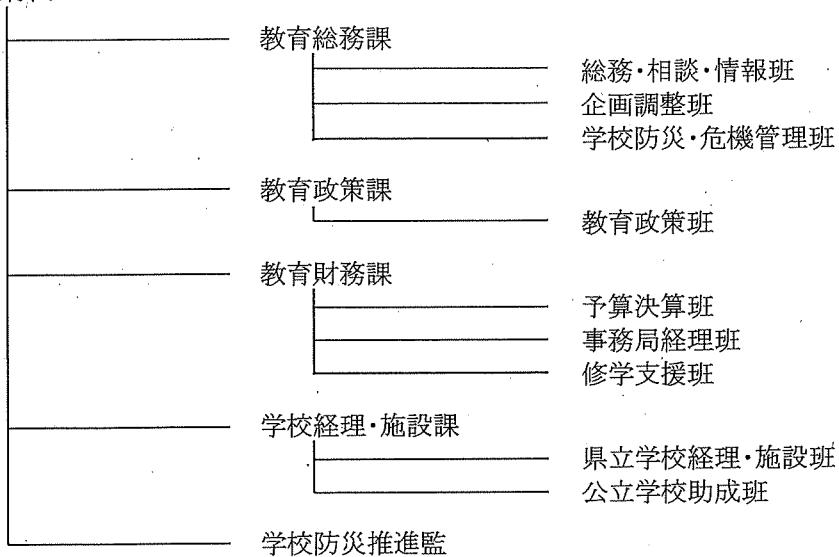
(令和2年4月1日現在)

	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	特別支援 学校	計
学校数	345 (2)	148 (2)	1 (0)	56 (1)	14 (4)	564 (9)

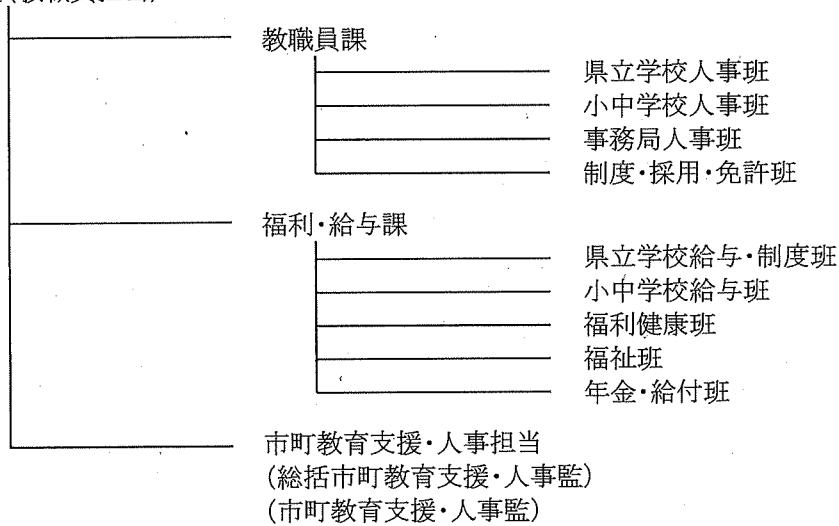
※( )内は分校で外数

## 令和2年度教育委員会事務局組織表

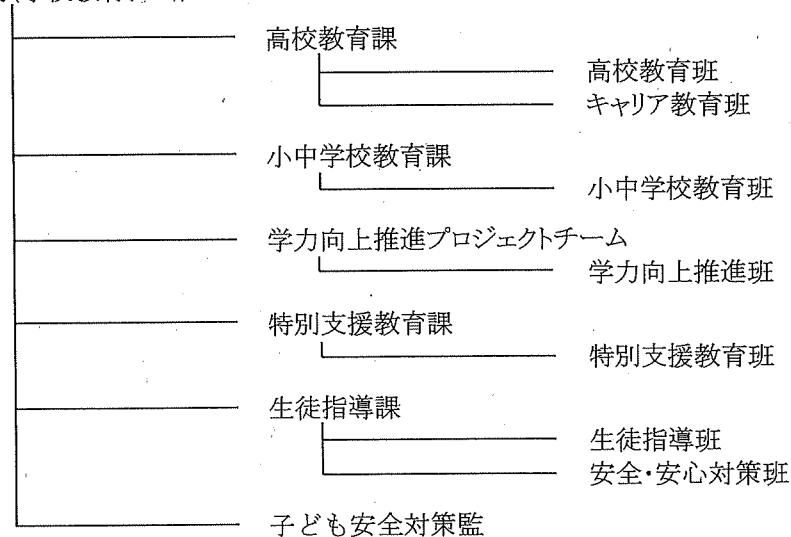
副教育長



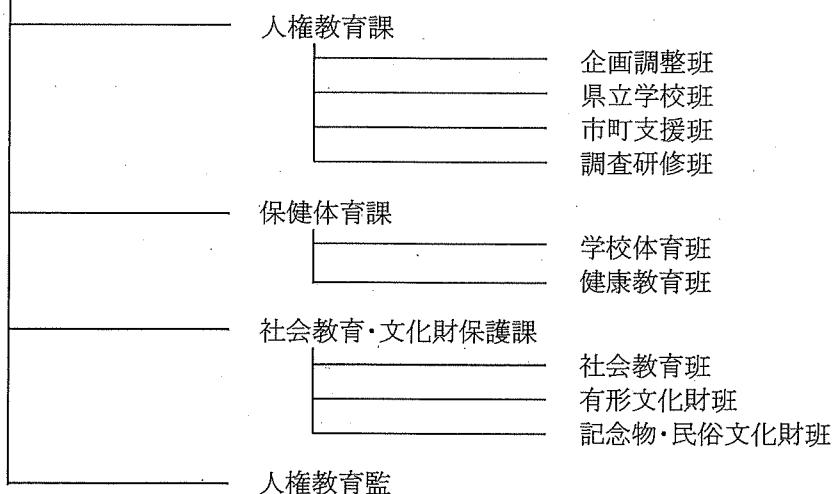
次長(教職員担当)



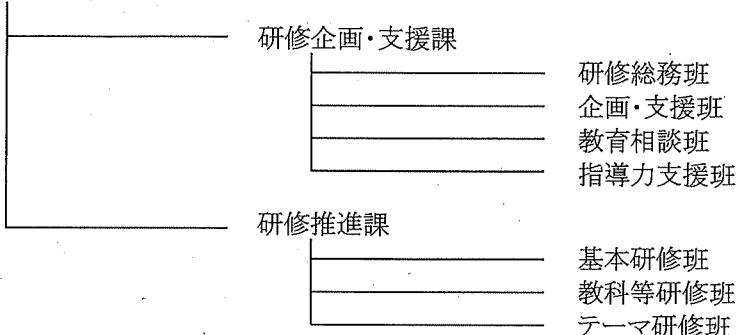
次長(学校教育担当)



次長(育成支援・社会教育担当)



次長(研修担当)



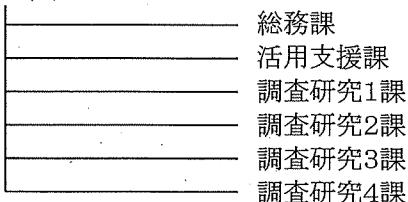
地 域 機 関

北勢教育支援事務所

南勢教育支援事務所

紀州教育支援事務所

埋蔵文化財センター



## II 主要事項

### 1 令和2年度当初予算【教育委員会関係】について

#### 1 予算編成にあたっての基本的な考え方

教育を取り巻く社会情勢は、人口減少や少子・高齢化、経済や社会のグローバル化、急速な技術革新に伴う超スマート社会（Society5.0）等が進む中で大きく変化しており、子どもを取り巻く状況はますます複雑化・多様化しています。社会の変化や課題に的確に対応し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現していくためには、これまで培ってきた三重の教育を大切にしながら、新たな課題に対して果敢に取り組んでいくことが求められています。

令和元年度に策定の「三重県教育ビジョン」に基づき、「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな身体」の一体的で調和の取れた育成を基礎としながら、学校におけるICT環境の整備などに取り組み、社会の大きな変化に対して新たな価値を創造できる資質・能力を育成します。

また、切れ目のない支援体制を充実するなど、特別な支援が必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びを推進します。さらに、社会総がかりでいじめの防止等に取り組むとともに、不登校の状況にある子どもたちへの支援やインターネットトラブルの防止に取り組み、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを進めます。

あわせて、教職員の負担軽減を図り、限られた時間の中で子どもたちと向き合う時間を確保し、より効果的な教育活動を持続的に行うため、学校における働き方改革を進めます。

教育委員会では、このような認識のもと、次の5項目について重点的に取り組みます。

#### (1) 「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな身体」の育成

子どもたちの知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」を育むため、一人ひとりの学習内容の理解と定着を図る取組を推進します。また、「豊かな心」を育むため、道徳教育の推進体制の充実を図り、子どもたちの道徳性を養うとともに、子どもたちが読書経験や本の楽しさを伝え合う取組等をとおして、読書習慣の定着を図ります。さらに、「健やかな身体」を育むため、遊びやスポーツの機会の拡充をとおして、運動に親しむ習慣の定着と体力の向上に取り組みます。あわせて、外国人児童生徒が社会的に自立する力を身につけられるよう、日本語指導や進路選択等の支援を行います。

#### (2) 未来を創造する力の育成

変化が激しく予測困難な社会にあっても、子どもたちが社会の一員として自覚と責任を持ち、主体的に行動できる力を育みます。英語教育や郷土教育を推進し、世界や地域で活躍できるグローカル人材の育成や、地域や企業と連携したキャリア教育を推進するとともに、ICT環境の整備などに取り組み、超スマート社会（Society5.0）に対応できる力を育みます。

### (3) 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの学びを支えるため、「パーソナルファイル」を活用した支援情報の確実な引き継ぎを進めます。また、子どもたちが地域で豊かに自分らしい生活ができるよう、発達段階に応じた組織的なキャリア教育を進めるとともに、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが授業で共に学ぶことや行事等の交流活動を進めます。

### (4) 安全で安心な学びの場づくり

「三重県いじめ防止条例」に基づき、いじめがなくなることをめざして社会総がかりで取り組むとともに、学校や家庭、地域、関係機関が連携して、不登校の状況にある子どもたちへの支援や通学路等の安全確保、インターネットトラブルの防止に取り組みます。また、トイレの洋式化など設備面での機能向上も含めた県立学校における施設の計画的な老朽化対策に取り組むとともに、災害時の学校を支援する体制の整備や防災教育を進め、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを進めます。

### (5) 地域との協働と信頼される学校づくり

学校・家庭・地域が一体となった教育活動を進めるため、コミュニティ・スクールの仕組みを導入する市町や学校の拡充に取り組むとともに、県立高校の特色化・魅力化を進めます。また、教職員の資質向上を図るため、計画的な研修を実施するとともに、働き方改革を推進し効果的な教育活動ができるよう、専門スタッフや外部人材等の配置を進めます。

さらに、地域の中で子どもたちを健やかに育む環境づくりを進めるとともに、文化財を将来にわたって守り伝えるための取組を推進します。

歳 出(教育委員会関係・項別)

(単位:千円)

款	項	令和元年度 6月補正後予算 (下段:平成30年度 第3号補正含む) A	令和2年度 当初予算 (下段:令和元年度 第8号補正含む) B	増減額 B-A	増減率 (B-A) / A	令和2年度 4月補正予算
教 育 費	教育総務費	23,922,937	22,913,723	▲ 1,009,214	▲ 4.2%	142,061
	小学校費	54,862,926	54,440,157	▲ 422,769	▲ 0.8%	—
	中学校費	30,437,551	29,823,760	▲ 613,791	▲ 2.0%	—
	高等学校費	35,190,569	34,560,423 (35,837,202)	▲ 630,146 (646,633)	▲ 1.8% (1.8%)	129,310
	特別支援学校費	12,140,194	12,365,932	225,738	1.9%	68,980
	社会教育費	577,781 (587,281)	810,868	233,087 (223,587)	40.3% (38.1%)	—
	保健体育費	504,771	525,119	20,348	4.0%	7,392
合 計		157,636,729 (157,646,229)	155,439,982 (156,716,761)	▲ 2,196,747 (▲929,468)	▲ 1.4% (▲0.6%)	347,743

※平成30年度第3号補正予算

- ・国の補正予算に対応し、「鈴鹿青少年センター費」に9,500千円を計上
- ・令和元年度当初予算と一体的に予算を編成し、実施するもの

※令和元年度第8号補正予算

- ・国の補正予算に対応し、「情報教育充実支援事業費」に1,276,779千円を計上
- ・令和2年度当初予算と一体的に予算を編成し、実施するもの

## 2 主な重点項目

### (1) 「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな身体」の育成

#### ① (一部新) 学力向上推進事業

31,377千円

みえスタディ・チェックを実施し、自校採点集計WEBシステムで、設問ごとの集計結果や課題等の分析および子どもたちの学習内容の定着状況等を各学校に提供するとともに、当該学年で身につけておくべき基礎からの標準的な問題で構成したワークシート集を、学校、市町教育委員会に提供します。また、子ども一人ひとりに対しきめ細かな指導を行うため、実践推進校を指定し、学力向上アドバイザーの指導・助言を得ながら、習熟の違いに応じた指導の工夫等に係る研究を進め、その取組の成果について、研修会等を通じて県内小中学校へ普及します。

#### ② 少人数教育推進事業

1,349,046千円

国の定数を活用し、本県独自の取組である小学校1、2年生での30人学級（下限25人）および中学校1年生での35人学級（下限25人、実情に応じて2年生あるいは3年生に弾力的に振替可）を実施するとともに、小学校2年生の36人以上学級の解消を図ります。

また、県単定数および非常勤の配置により、少人数指導に取り組む学校においては、「効果的な少人数指導推進ガイドブック」を活用して、教員の役割分担によるチーム・ティーチングや、小学校算数と中学校数学の少人数指導に取り組む学年の70%で引き続き習熟度別指導に取り組みます。

#### ③ 道徳教育総合支援事業

9,598千円

道徳教育の充実を図るため、学校等へ道徳教育アドバイザーを派遣し、「考え、議論する道徳」の授業の効果的な指導方法等に係る具体的な指導・助言を行います。また、三重県道徳教育推進会議や公開授業をとおして、道徳の教科化をふまえた道徳教育の効果的な指導方法などを普及します。

#### ④ 子どもと本をつなぐ環境整備促進事業

758千円

子どもたちの読書への関心が高まるよう、「第四次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、読書機会の充実など、家庭や地域、学校等を通じた地域社会全体で読書活動の推進に取り組みます。また、子どもたちが日常的に自ら進んで読書に親しむきっかけをつくるため、ビブリオバトルを開催します。

<b>⑤ みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業</b>	<b>5,928 千円</b>
就学前から高等学校まで、子どもの発達段階に応じた運動習慣や生活習慣等の改善を図ります。また、各小中学校で作成した元気アップシートの取組を確実に実行するため、市町教育委員会と連携し、教員対象の研修会や指導主事の学校訪問により、指導・助言を行います。さらに、オリンピック・パラリンピックに向けて、子どもたちの大会への興味・関心を高めていくため、県内の学校でオリンピアン・パラリンピアンによる講演や模範演技などを行います。	
<b>⑥ みえ子どもの元気アップ部活動充実事業</b>	<b>26,953 千円</b>
部活動の指導体制を充実して、教員の負担軽減を図るため、中学校・高等学校に、顧問として単独で専門的な指導や引率を行える運動部活動指導員の配置を進めるとともに、新たに中学校に文化部活動指導員を配置します。また、技術指導のみを行う外部指導者（サポーター）を中学校・高等学校の運動部に派遣します。さらに、運動部活動の研修会などを行い、「三重県部活動ガイドライン」の浸透や指導者の指導力向上を図るとともに、環境整備の必要な運動部がある県立高等学校に備品等を整備します。	
<b>⑦ 運動部活動支援事業</b>	<b>153,808 千円</b>
中学校、高等学校の県体育大会や東海大会の開催経費の負担および全国大会等の参加に係る旅費等の経費を負担します。また、全国中学校体育大会および全国高等学校総合体育大会アーチェリー競技の開催準備を進めます。	
<b>⑧ (一部新) 多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業</b>	<b>29,634 千円</b>
市町における外国人児童生徒の受入れや日本語指導・適応指導に係る取組への支援を行うとともに、小中学校に、学習支援を行う外国人児童生徒巡回相談員や翻訳等を行う外国人児童生徒巡回支援員を派遣します。また、外国人児童生徒の就学促進および教育を受ける機会の確保のため、就学等に必要な情報を提供するとともに、夜間中学等に関する調査研究を進めます。	
<b>⑨ 社会的自立をめざす外国人生徒支援事業</b>	<b>11,117 千円</b>
外国人生徒が地域で社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、課外授業等による適応指導や進路相談、日本語習得の支援等を行う外国人生徒支援専門員（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語等）を県立高校の拠点校に配置します。	
<b>⑩ 外国人生徒キャリアサポート事業</b> (未来へつなぐキャリア教育推進事業の一部)	<b>4,824 千円</b>
外国人生徒および保護者が日本の学校制度や働き方について理解を深め、将来の生活を見通して進路を選択できるよう、就職アドバイザーを県立高校に配置するとともに、進学・就職に関する助言やセミナー等の支援を行います。	

⑪ 特別支援学校外国人児童生徒の学校生活充実事業 (早期からの一貫した教育支援体制整備事業の一部)	2,679千円
特別支援学校に在籍する外国人児童生徒および保護者を支援するため、翻訳・通訳を行う外国人児童生徒支援員を配置します。	
⑫ SNSを活用した相談事業（外国人生徒対応分） (教育相談事業の一部)	3,858千円
外国人生徒が母国語で相談できるSNS相談を実施し、その対応について検証を行います。	
⑬ （一部新）就学前教育の質向上事業	4,258千円
幼稚園・認定こども園・保育所において、幼児教育の質の向上と保幼小の円滑な接続を一体的に推進する体制を構築するため、教育委員会に幼児教育センターを設置し、専門的な知識を有する幼児教育スーパーバイザーを配置するとともに、幼児教育アドバイザーを市町へ派遣し、研修支援等を行います。	

## (2) 未来を創造する力の育成

① 地域課題解決型キャリア教育モデル構築事業	24,222千円
実践パイロット校を指定し、生徒が地域課題や地域の特色ある産業を題材に地域住民や職業人と関わりながら、実社会での実践活動に取り組むことで、地域の魅力と課題を知り、解決方策を考え実践する人材を育成します。また、学校と地域をつなぐコーディネーターを配置します。これら実践パイロット校での取組をふまえ、学識経験者や地域関係者等で構成する推進委員会を設置し、他者と協働する力や自己と社会の関わりを考える力など、これから社会の変化に対応するために必要な力を育成する「地域課題解決型キャリア教育」のモデルを構築します。	
② 未来へつなぐキャリア教育推進事業（一部再掲）	22,091千円
課題解決型のインターンシップや地域の職業人による出前講座などをとおして、社会的・職業的自立に必要な資質能力を育成するとともに、就職アドバイザーを高等学校に配置して就職支援および職場定着支援を行います。また、外国人生徒および保護者が日本の学校制度や働き方について理解を深め、将来の生活を見通して進路を選択できるよう、就職アドバイザーを県立高校に配置するとともに、進学・就職に関する助言やセミナー等の支援を行います。さらに、高校生が将来の家庭生活や家族の大切さについて認識を深められるよう、ライフデザインや結婚、子育てをテーマとした講演会等を実施します。	

- ③ 「挑戦・交流・進化」で紡ぐ職業教育推進事業** 27,221千円  
 変化の激しい産業界で活躍できる人材を育成するため、全国規模の競技会への参加や看護・介護の実習を支援するとともに、平成31年4月に設置した伊賀白鳳高等学校建築デザイン科における学習環境の整備を進めます。また、農業学科の生徒が、GAP（農業生産工程管理）を生かした流通や販売に関する学習の充実を図ります。
- ④ 専攻科整備事業** 40,079千円  
 四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科の学習に必要な実習設備等を整備します。
- ⑤ (新) 学びのS T E A M化推進事業** 4,410千円  
 <事業実施期間：令和2年度～令和4年度>  
 Society5.0の時代を生き抜く人材を育成するため、EdTech (Education+Technology) を活用した個別最適型の学びを推進するとともに、Science、Technology、Engineering、Arts、Mathematicsを活用した文理融合の課題解決型教育をとおして、探究力、論理的思考力を育成する「学びのS T E A M化」の実証研究を行います。また、その成果を発表するとともに、県内の高等学校に広く周知を図るため、「三重S T E A M教育フォーラム（仮称）」を開催します。
- ⑥ (一部新) 情報教育充実支援事業** 992,194千円  
 (2,268,973千円 ※R元年度2月補正含みベース)  
 EdTech を活用できる基盤として、県立学校に無線LAN環境と電子黒板等の大型提示装置、学習用パソコンを整備し、子どもたちが他者と協働して課題を解決する力等を育むプロジェクト型学習や、生徒一人ひとりの関心・理解度に応じた教科学習（個別最適化学習）等を推進します。
- ⑦ 世界へはばたく高校生育成支援事業** 18,601千円  
 高校生の長期・短期留学の促進および海外研修旅行の実施をとおして、グローバルな視野を育み、主体性や積極性の向上を図るとともに、高校生を対象にした「レベル別英語ディベートセミナー」を開催し、英語での発信力や論理的思考力の向上を図ります。また、高校生の科学に対する興味・関心を高める三重県高等学校科学オリンピック大会を開催します。
- ⑧ (一部新) 英語教育推進事業** 2,391千円  
 小学校においてモデル校を指定し、市町と連携して効果的な指導方法等に係る実践研究を行い、その成果を普及します。中学校においてモデル地域を指定し、多様な音声や教材が利用できる英語教材作成支援システムを導入し、授業改善に取り組みます。また、中学生が三重の魅力を英語で一枚紙にまとめて発信する「ワン・ペーパー・コンテスト」を実施し、ふるさと三重を英語で発信できる力を育てます。

⑨ (一部新) 課題解決型学習(PBL)を通じた新しい郷土教育推進事業 397千円  
郷土について誇りと愛着を感じ、将来地域で活躍する意欲と態度を身につけることができるよう、中学生が学校や地域の課題について解決策を考え、提案する課題解決型学習(PBL)の手法を取り入れた取組を支援するとともに、その成果を発表する実践発表会を実施します。

⑩ 実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究事業  
(高等学校学力向上推進事業の一部) 1,000千円  
主権者として、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする意欲や態度を育むため、実践研究校を指定し、外部機関の協力を得て、効果的な学習プログラムを開発します。

### **(3) 特別支援教育の推進**

① 早期からの一貫した教育支援体制整備事業 (一部再掲) 23,573千円  
特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、自立と社会参画を図るため、「パーソナルファイル」の活用促進や高等学校への発達障がい支援員の配置、通級による指導担当教員等の発達障がいに係る専門性の向上や指導者育成を図る研修を行うとともに、疾病により長期入院中の高校生に対する学習保障の仕組みについて研究を行います。また、特別支援学校に在籍する外国人児童生徒および保護者を支援するため、翻訳・通訳を行う外国人児童生徒支援員を配置します。

② 特別支援学校メディカル・サポート事業 5,690千円  
医療的ケアの必要な子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、常勤講師(看護師免許有)および教員が連携して医療的ケアを実施するとともに、研修会の実施による専門性の向上や、指導医等の指導・助言を得ながら校内のサポート体制の構築等に取り組みます。

③ (新) 特別支援学校学習環境等基盤整備事業 29,115千円  
<事業実施期間：令和2年度>  
一人ひとりの障がいの特性や状況に応じた学習活動を充実させるため、学習用パソコン等の端末の整備を進めます。

④ 特別支援教育に係る教職員研修 (教職員研修事業の一部) 180千円  
経験年数や職種に応じて、特別な支援を必要とする児童生徒の障がいの特性を理解し、その支援方法を学ぶ研修を実施します。また、特別支援学級等を新たに担当する教員を対象に障がいの特性に応じた適切な支援を学ぶ研修を実施します。

⑤ 特別支援学校就労推進事業 6,607千円  
特別支援学校におけるキャリア教育を推進するため、特別支援学校版キャリア教育プログラムの活用や外部人材による職場開拓を進めるとともに、企業、関係機関等と連携した職場実習等を実施することで、高等部生徒の進路希望の実現を図ります。

#### (4) 安全で安心な学びの場づくり

① いじめ対策推進事業 5,910千円  
教育相談等で把握したいじめ相談のうち、早期に対応が必要な内容に対して、臨床心理士や社会福祉士等が関係機関と連携して継続した支援を行うとともに、いじめなどの理由によって登校が難しい子どもたちへの支援に取り組みます。また、子どもたちがいじめを許さない意識や態度を身につけられるよう、弁護士によるいじめ予防授業を実施します。さらに、地域全体でいじめ防止等を考える「いじめ防止サミット」を県内6地区で開催することにより、児童生徒がいじめ防止に主体的に取り組む実践力を育みます。

② スクールカウンセラー等活用事業 279,103千円  
スクールカウンセラー（SC）を、全中学校区に配置するとともに、校区内の小中学校には同じSCを配置し、小中学校間で途切れのない支援を行うことができるよう取り組みます。また、スクールソーシャルワーカー（SSW）を、各学校等からの要請に応じて派遣するとともに、その一部を県立高校の拠点校に配置し、近隣中学校区への巡回を行います。

③ SNSを活用した相談事業（いじめ等対応分） 7,941千円  
(教育相談事業の一部)  
いじめ等の早期発見、早期対応を図るための相談窓口として、引き続き「子どもSNS相談みえ」を実施します。

④ (一部新) 不登校対策事業 7,239千円  
不登校児童生徒の実態を調査し、有識者の助言を得ながら、一人ひとりの状況に応じた学習支援等の支援方法に係る研究を行います。また、不登校支援アドバイザーを委嘱し、各教育支援センターの指導員に指導・助言を行うとともに、どの相談機関等ともつながりが持てていない不登校児童生徒に対して、臨床心理士や精神保健福祉士等の専門家による訪問（アウトリーチ）型の支援に取り組みます。さらに、フリースクール等の民間施設と連携し、一人ひとりに応じた多様な学びを支援します。あわせて、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、推進中学校区を指定して、小中学校の連携による「魅力ある学校づくり」の研究を進め、その成果を広く県内に普及します。

⑤ (新) 子どもたちのインターネットトラブル防止事業	10,000千円
<事業実施期間：令和2年度> ※県民参加型予算事業	
大学生や高校生がインターネットに関して経験したことを基に、ネットトラブルやネット依存等に関する意見交換を行い、小・中・高校生および保護者にインターネットの適正利用について発信するとともに、県内大学生による「インターネットの適正利用促進講座」を開催します。また、学校や教職員が気づけないネット上のトラブルやいじめを把握するため、SNSにおけるトラブル等に係る情報を投稿できるアプリを作成します。	
⑥ (一部新) 学校安全推進事業	3,035千円
学校や通学路等の安全確保を図るため、家庭や関係機関と連携し、スクールガード・リーダーを地域の核とした学校安全体制づくりを推進するとともに、子どもたちの交通事故や不審者被害等を防止するため、通学路安全対策アドバイザーおよび事故防止アドバイザーを委嘱し、通学路等の安全対策を進めます。また、子どもたちの危険予測・危険回避能力を育成するため、教員を対象とした防犯教室講習会および交通安全教室講習会を開催し、指導力の向上に取り組みます。	
⑦ 学校防災推進事業	13,332千円
防災ノートを新入生等に配付するとともに、体験型防災学習等の支援、学校防災リーダー等教職員を対象とした防災研修、中高生による東日本大震災の被災地でのボランティア活動や交流学習を実施します。	
⑧ (一部新) 災害時学校支援事業	2,264千円
災害時における学校教育の早期復旧を図るため、学校の早期再開、児童生徒の心のケア等、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職員を育成し、学校を支援する体制を整備します。	
また、民間団体・企業等との連携による災害時の子ども支援の仕組みづくりを進め、市町との連携につなげていきます。	
⑨ 校舎その他建築費	1,746,514千円
県立高等学校について、施設の安全性を維持するため、県立学校施設の長寿命化計画（令和元年度策定）に基づき、トイレの洋式化など設備面での機能の向上も含め、計画的に老朽化対策に取り組みます。また、猛暑から子どもたちの命を守るため、空調設備が未整備の普通教室について、空調設備整備工事に取り組みます。	

## (5) 地域との協働と信頼される学校づくり

- ① 地域と学校の連携・協働体制構築事業 7,862千円  
「地域とともにある学校づくり」を進めるため、住民等が学校運営や教育活動に参画・協働し一体となって子どもを育むコミュニティ・スクールや、これまでの学校支援地域本部の活動を基盤とした地域学校協働活動の取組を支援します。
- ② 教職員研修事業（一部再掲） 29,889千円  
教職員の資質および実践的指導力の向上をめざし、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」等をふまえて定めた「令和2年度三重県教員研修計画」に基づき、ライフステージおよび多様な教育課題に対応した研修を計画的に実施します。
- ③ （一部新）学校における働き方改革推進事業 60,118千円  
※スマート自治体推進事業（一部）  
教職員の負担軽減を図り、限られた時間の中で子どもたちと向き合う時間を確保し、より効果的な教育活動を持続的に行うため、教職員の業務支援を行うスクール・サポート・スタッフの小中学校への配置を拡充するとともに、新たに県立学校に配置します。また、教職員が効果的・効率的に授業の準備ができるよう、ＩＣＴを活用したクラウド上での教材の共有化に関する検討を進めます。
- ④ 地域課題解決型キャリア教育モデル構築事業（再掲） 24,222千円  
実践パイロット校を指定し、生徒が地域課題や地域の特色ある産業を題材に地域住民や職業人と関わりながら、実社会での実践活動に取り組むことで、地域の魅力と課題を知り、解決方策を考え実践する人材を育成します。また、学校と地域をつなぐコーディネーターを配置します。これら実践パイロット校での取組をふまえ、学識経験者や地域関係者等で構成する推進委員会を設置し、他者と協働する力や自己と社会の関わりを考える力など、これから社会の変化に対応するために必要な力を育成する「地域課題解決型キャリア教育」のモデルを構築します。
- ⑤ 教育改革推進事業 7,221千円  
三重県教育ビジョンの周知を図るとともに、教育改革推進会議や、伊勢志摩地域・伊賀地域・紀南地域等に設置した地域協議会を開催し、高等学校の活性化および今後のあり方を検討します。
- ⑥ 社会教育推進体制整備事業 1,524千円  
社会教育の振興を図るために、市町における社会教育委員や社会教育担当職員等を対象に研修や情報交換を行います。また、地域課題の解決に資する学習機会を提供するとともに、地域におけるコーディネート機能を高めることで社会教育の活性化を図ります。

**⑦ 世界遺産熊野参詣道保存管理費 480 千円**

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存と活用のため、文化庁や奈良・和歌山県および関係市町と連携した取組を行います。また、新たな文化資産の情報収集を行うとともに、地元の関係団体や市町担当者に対する専門的な知識と技術に関する講習会や、広く県民を対象とした講演会等を開催します。

**⑧ 地域文化財総合活性化事業 90,000 千円**

国・県指定等文化財の所有者等が行う修復等の保存事業について、技術的な助言と必要な経費に対する支援を行うとともに、所有者等による公開・活用等への取組を促進します。

## 2 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

本県では、文部科学省からの通知を踏まえ、3月2日から春季休業の開始日までの間、県立学校を臨時休業とし、4月から学校を再開することとしていました。4月10日に隣接県における感染の拡大状況や県内の状況を踏まえ、全ての県立学校を5月6日まで休業することとしました。

4月28日には、県内初めてのクラスター発生や発生地域が県内全域に及ぶなどの状況に加え、隣接県で感染者が増加していることなどを踏まえ、全ての県立学校の臨時休業の期間を5月31日まで延長することとしました。

このような中で、5月14日には、国において、三重県の緊急事態宣言の対象区域指定が解除されるとともに、特定警戒の愛知県及び岐阜県についても解除されました。

また、5月1日付けの文部科学省の「学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について(通知)」においても、分散登校日を設けることにより、段階的に学校教育活動を再開し、全ての児童生徒が学校で教育を受けられるようにしていくことが重要との考え方が示されました。

こうしたことを踏まえ、県立学校における臨時休業を5月18日に解除したうえで学校を再開し、5月18日から29日までは分散登校を行い、オンライン授業と効果的に組み合わせて児童生徒を指導しています。6月1日からは通常授業を実施することとしています。

学校の再開にあたっては、マスクの着用や児童生徒が手を触れる箇所・共用の教材の消毒などの基本的な対策、20人以下の教室の使用や広い教室の活用、換気など教室での「三つの『密』」の回避、臨時の通学バスの増便など、在校時及び登下校時の感染防止対策を徹底するとともに、夏季休業の短縮により授業日数を確保するなど、子どもたちの安全・安心と学びの継続の両立に取り組みます。

### 1 県立学校の教育活動再開

#### (1) 感染症対策の徹底

登校前の検温など家庭と連携した体調管理の指導、マスクの着用、多くの児童生徒が手を触れる箇所の消毒など、基本的な対策を徹底しています。

そのため、児童生徒や教職員が着用するマスク、手指を消毒するための消毒液、非接触型体温計などの感染防止対策に必要となる物品を確保するとともに、多くの人が触れる場所の消毒や登校時の健康観察、授業や家庭学習に係る教材準備の補助を行うスクール・サポート・スタッフを配置しています。

また、教室の換気、実習室等広い教室の活用、分散登校時の普通教室の20人以下の使用など、教室における3つの密の回避を行っています。

このほかにも、登下校時の3つの密を回避し、児童生徒が安心して登校できるよう、近鉄主要駅や本数の少ない支線を利用する学校間の登下校時間帯の調整を行うとともに、こうした調整では対応できないバスや鉄道路線に、新たにバスを運行しています。特に、特別支援学校5校においては、乗車率が概ね50%以下で運行できるよう、スクールバスの増便を行っています。

## (2) 学びの継続

臨時休業が長期にわたることから、夏季休業の期間を短縮するなど、各学校は4月と5月の家庭学習の状況をふまえて年間指導計画を見直し、計画的に学習活動を進めています。

休業期間中の児童生徒の学習状況、生活リズム、学習習慣を確認し、補充学習が必要な児童生徒には、負担も考慮しながら指導を行っています。高等学校においては、可能な限り、広い教室の活用や、20人以下の教室の使用に努め、身体的距離を1～2メートル確保することとしています。

### <分散登校期間中の留意事項>

#### ① 県立高等学校

- ・ 分散登校期間前半は、ホームルーム、家庭学習の状況確認、課題提出、持ち帰りプリント配付、3年生の進路指導のための個別面談などを行い、後半は学校の実状に応じて、教科学習も一部実施する。
- ・ 進学や就職を控えた高校3年生、入学当初の1年生を優先し登校日を設定するなど工夫する。
- ・ 1日に登校するのは1つの学年とし、午前と午後のグループに分けたり、学級を2つのグループに分けて別の教室を使用する。
- ・ 学校滞在時間は、原則として1日3時間までを基本とする。(1日を通して登校させる場合は、昼食時の感染予防を徹底する。)

#### ② 県立特別支援学校

- ・ 児童生徒の学習状況の確認や健康状態の把握、学習や日常生活等に係る相談等を適切に行う観点から、登校日を設定し児童生徒が週に1回登校する。
- ・ 学部、学年、学級別に児童生徒を分散させるなど、児童生徒や学校の実態に応じて、登校の形態や時間を考慮のうえ実施する。
- ・ 特別支援学校では、指導の際に接触が避けられないことや、重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が在籍することから、保護者の意向を踏まえ慎重に実施する。

## (3) 児童生徒に寄り添った対応

休業が長期に渡っていることで、学習や進路、人間関係への不安を抱える児童生徒を、担任が中心となって養護教諭やスクールカウンセラーと連携し、丁寧に見守るとともに、必要に応じて、個別面談、教育相談を実施しています。

感染予防のため登校を見合わせる意向が児童生徒や保護者から示された場合は、無理に出席を求めることなく丁寧に対応するとともに、欠席の場合には「出席停止」として取り扱っています。欠席した児童生徒には、学習課題の提供、オンラインや電話により、登校日の内容を伝えています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対して、高校生等奨学給付金や高等学校等修学奨学金など、必要な情報を提供しています。

#### (4) 部活動について

引き続き5月31日まで休止とします。

#### (5) 感染者や濃厚接触者、医療従事者等への偏見や差別等への対応

感染症に対する偏見や差別はあってはならないことであり、感染症についての適切な知識をもとに指導を行うとともに、確かな情報に基づき行動できるよう情報モラル教育を徹底しています。

また、感染症に係るいじめや人権侵害等から児童生徒を守るため、インターネット上の書き込みについてのネットパトロールを強化しています。

#### (6) 就職アドバイザーの増員

今年度は高校生の就職を取り巻く環境が厳しくなることが予想されることから、高校生の進路実現を支援するため、早期からの企業の求人開拓や進路指導、企業とのマッチングなどを行う就職アドバイザーを増員しています。

## 2 家庭における学びの支援

#### (1) 休業期間中及び学校再開後のオンライン教育の実施

臨時休業により、新学期に入つてからの家庭学習期間が長引いていることから、児童生徒が家庭で授業を受講できるよう、5月の休校期間中及び学校再開後の分散登校時にオンライン教育を実施しています。

オンライン教育では、毎朝、ホームルームを実施し、生徒の状況把握や休業中の励まし、新型コロナウイルス感染症にかかる人権侵害や誹謗中傷は許されないことなどの指導を行うとともに、午前中2限のライブ授業を週に3～5日実施しています。

また、オンライン環境が十分でない生徒には、貸出用のノート型パソコンや接続機器の整備を行い、機器の準備ができるまでの間は、電話での確認やDVDの視聴、紙資料の郵送などにより対応しています。

#### (2) オンライン教育に係る動画コンテンツの配信

児童生徒が外出を控え自宅で過ごす時間が長くなっている中で、このような機会だからこそ取り組める動画を5月1日から県ホームページに掲載し、配信しています。内容は、読書の大切さを伝える動画、児童生徒自身が自分で実際に調理する際に役立つ動画、体力を維持するとともにストレス低減につなげる運動、楽しく豊かな気持ちを醸成する芸術に関する動画、個人への偏見や差別につながる行為や誹謗中傷を絶対に行わない人権感覚を高める動画などとなっています。

また、インターネット環境が整っていない児童生徒にも見てもらえるよう、県教育委員会ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策ポータルサイト」及び教育総務課作成ホームページ「オンライン教育 児童・生徒用 ポータルサイト」に掲載している動画コンテンツを、三重テレビでも放映しています。

### 3 市町教育委員会への支援

公立小中学校を所管する市町教育委員会に対して、各市町の対応の参考になるよう、県立学校の休業延長や学校再開に係る対応について通知し、丁寧に情報提供を行ってきました。

教育活動再開後、全ての市町の子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、市町の状況を把握し、各学校で教科等の指導計画を見直したり、感染症対策に配慮して授業を実施したりするうえで参考となる情報の提供や、補充的学習を実施する人材の配置など、必要な支援に取り組んでまいります。

また、学校ごとの学習進度が異なったり、子どもたちの定着状況が異なったりすることから、指導方法への助言や子どもたちへの補充学習を実施する際の必要な支援を行います。

### 3 三重県教育ビジョンについて

教育を取り巻く社会情勢は、少子・高齢化や急速な技術革新に伴う超スマート社会（Society 5.0）等が進む中で大きく変化しているとともに、子どもたちを取り巻く課題もますます複雑化・多様化しています。

こうした社会情勢の変化や課題に的確に対応し、中長期的な視点から本県における教育のめざすべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す指針として、三重県教育改革推進会議や県議会での審議を経て、令和2年3月に「三重県教育ビジョン」を策定しました。

#### 1 教育ビジョンの基本的事項

教育基本法（第17条第2項）に基づいて策定する、三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、県内の学校教育を中心とした施策（公立学校教育、学校スポーツ、社会教育等）を対象範囲としています。

また、計画期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間としています。

※ 教育ビジョンは、「三重県教育施策大綱」をふまえ、学校教育を中心とした施策等に関する基本的な方針と具体的な取組内容を示すものであるとともに、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」に掲げた教育関係施策の実施に向けた計画となります。

#### 2 教育を取り巻く社会情勢の変化・子どもたちを取り巻く課題

- ・ 人口減少、少子・高齢社会の進行
- ・ 選挙権年齢・成年年齢の引き下げ
- ・ 持続可能で多様性と包摂性のある社会、ダイバーシティ社会の実現
- ・ 急速な技術革新と超スマート社会（Society 5.0）の実現
- ・ グローバル化の進展
- ・ 雇用環境の変化
- ・ 家庭・地域の状況の変化
- ・ 子どもの貧困と教育格差
- ・ 安全・安心の確保
- ・ スポーツの振興
- ・ 教職員を取り巻く環境
- ・ 国の教育改革の動き

### 3 三重の教育における基本方針

人生100年時代やSociety 5.0時代の到来による社会の大きな変化の中で、子どもたち一人ひとりが豊かな人生を実現していくため、教育の重要性はますます高まっています。また、人口減少や高齢化等が社会的な課題となる中、一人ひとりが自らの希望の実現に向けて主体的に社会や地域に関わり、地域社会を発展させていくよう教育の充実を図っていく必要があります。

こうしたなか、「三重県教育施策大綱」に掲げられた6つの基本方針に基づき各施策を進めていきます。

- (1) 新しい時代を「生き抜いていく力」の育成
- (2) 社会の変容がもたらす課題に対応した教育の充実
- (3) 誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現
- (4) 三重に根ざした教育の推進
- (5) あらゆる世代の誰もがいつでも学び、活躍し続けられる環境の整備
- (6) 三重の県民力を結集した社会総がかりでの教育の推進

### 4 教育ビジョンに込める想い

三重の教育における基本方針をふまえ、「誰一人取り残さない教育の推進」、「子どもたちの豊かな未来を創っていく力の育成」、「『オール三重』による教育の推進」をこれからの中長期的な教育施策を進めていく上での三つの柱としています。

#### (1) 誰一人取り残さない教育の推進

家庭の経済状況や障がいの有無、国籍等に関わらず、全ての子どもたちが意欲的に学ぶことができるよう、一人ひとりの状況に応じた支援をとおして、誰もが質の高い教育を受け、安心して学びに向かい、夢や希望を実現していくよう取り組んでいきます。

#### (2) 子どもたちの豊かな未来を創っていく力の育成

一人ひとりの子どもたちが、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を身につけることで、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者に対する理解や思いやり・優しさを育み、それらを基礎として、失敗を恐れずさまざまにことに積極的に挑戦し、他者とつながり、協働しながら困難な課題を乗り越えていく力を育んでいくよう取り組んでいきます。

#### (3) 「オール三重」による教育の推進

子どもたちの成長を支え、また、複雑化・多様化している教育的課題に対応していくため、学校や行政のみならず、全ての県民力を教育へ結集し、社会総がかりで本県教育を推進していくよう取り組んでいきます。

## 5 教育ビジョンの基本施策

「三重の教育における基本方針」や「教育ビジョンに込める想い」を具体的に実現していくため、5つの基本施策を推進します。

### 基本施策1 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を一体的・調和的に育む中で、一人ひとりの子どもたちが自分のよさや可能性を認識し、自己肯定感を高め、新たな時代に対応していく力の基礎を形成します。

### 基本施策2 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の一体的で調和のとれた育成を基礎としながら、社会の一員としての自覚と責任を持ち主体的に行動する力、他者との絆を大切にしながら課題を解決していく力、異なる文化への理解や郷土への愛着を持って、世界にあっても地域にあっても活躍できる力など、子どもたち一人ひとりに豊かな未来を創っていく力を育みます。

### 基本施策3 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりの特性やニーズに応じた教育、就学前から卒業後までの切れ目のない支援を実施し、自立と社会参画に必要となる力を育みます。

### 基本施策4 安全で安心な学びの場づくり

基本施策1から3の実施・展開を支える土台として、子どもたちが安全に安心して学校生活を送り、意欲的な学びを継続することのできる教育環境をつくります。

### 基本施策5 地域との協働と信頼される学校づくり

基本施策1から3の実施・展開を支える土台として、保護者や地域の方々等からの信頼を基礎に、学校・家庭・地域が一体となって教育施策を推進していく環境をつくります。

## 6 教育ビジョンの進行管理および周知

### (1) 教育ビジョンの進行管理

数値目標の達成状況や取組の進捗状況に基づく自己評価結果を、毎年度、県議会、三重県教育改革推進会議等に報告します。

### (2) 教育ビジョンの周知

教育ビジョン本冊、保護者向けのリーフレットを作成・配付します（令和2年6月上旬から配布開始予定）。

#### ア) 本冊

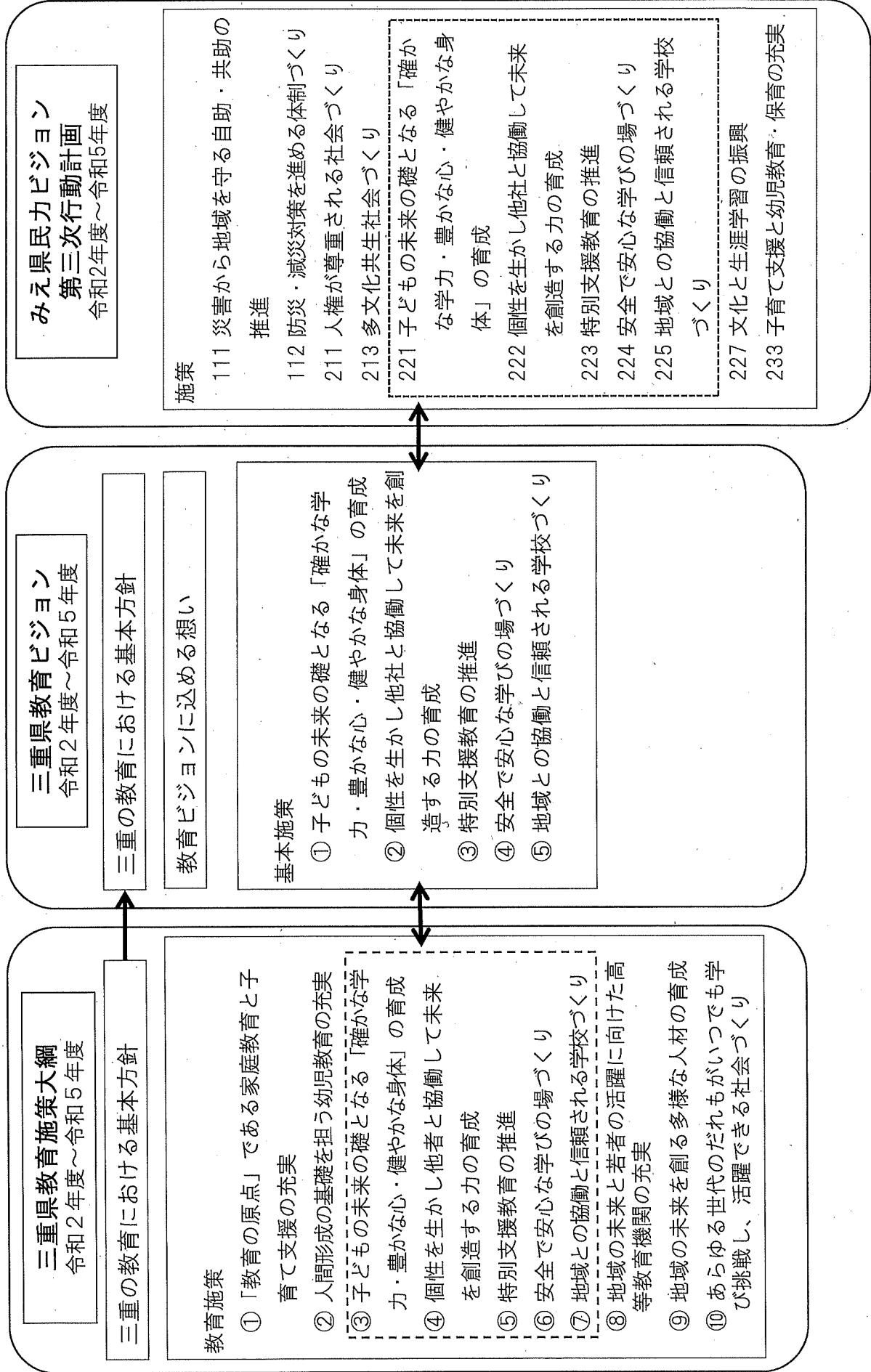
市町等教育委員会、幼稚園等・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、関係機関等に配付します。

#### イ) リーフレット

公立学校に通う全ての子どもの保護者に配付します。また、学校運営協議会や企業、関係団体など地域の教育関係者が集まる会議等で活用します。

外国語版（英語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ビザイヤ語、中国語）についても作成・配付します。

## 「三重県教育施策大綱」、「三重県教育ビジョン」、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の関係



## 「三重県教育ビジョン」(平成28(2016)～令和元(2019)年度)の目標達成状況

### 1 全体の目標達成状況

平成28(2016)～令和元(2019)年度を計画期間とした「三重県教育ビジョン」では、30の施策、8つの重点取組にそれぞれ数値目標を設定し、取組を進めてきました。

#### 【目標達成状況】

令和元年度目標に対する実績値の割合

A(進んだ)：100%

B(ある程度進んだ)：85%以上100%未満

C(あまり進まなかった)：70%以上85%未満

D(進まなかった)：70%未満

#### 【施策の目標達成状況】

基本施策	目標達成状況			
	A 進んだ	B ある程度 進んだ	C あまり 進まなかつた	D 進まなかつた
(1)夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	15	4	1	2
(2)人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成	7	6	4	1
(3)健やかに生きていくための身体の育成	1	10	0	0
(4)自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進	2	4	0	0
(5)笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり	4	6	4	5
(6)地域に開かれ信頼される学校づくり	6	14	0	0
(7)多様な主体による教育の推進と文化財の保護	4	4	1	0
合計	39 (37.2%)	48 (45.7%)	10 (9.5%)	8 (7.6%)

【重点取組の目標達成状況】

重点取組	目標達成状況			
	A 進んだ	B ある程度 進んだ	C あまり 進まなかつた	D 進まなかつた
(1)学力の向上	3	4	1	1
(2)体力の向上と 学校スポーツの推進	1	2	0	1
(3)心の教育の推進	3	2	0	1
(4)グローカル人材の育成	4	2	1	2
(5)特別支援教育の推進	3	1	0	0
(6)誰もが安心できる学び場づくり	0	3	1	0
(7)地域に開かれ輝く学校づくり	1	2	0	0
(8)教職員の資質向上	3	8	0	0
合計	18 (36.0%)	24 (48.0%)	3 (6.0%)	5 (10.0%)

## 2 各施策の総括

### 【基本施策1 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成】

基本施策全体の令和元年度目標の達成状況は、進捗度A（進んだ）またはB（ある程度進んだ）は86.4%となり、進捗度C（あまり進まなかった）またはD（進まなかつた）は13.6%となりました。

施策名	指標（目標項目）	平成27年度 現状値	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
学力の育成	《成果指標》 全国学力・学習状況調査の教科に関する調査における無解答の状況	5	5 (全教科) ※1	5	1.00【A】
	《活動指標》 「めあての提示」、「振り返る活動」の実施状況	小学校 めあての提示 97.8% 振り返る活動 89.9%  中学校 めあての提示 87.6% 振り返る活動 87.5%	小学校 めあての提示 100 % 振り返る活動 94.0%  中学校 めあての提示 92.0% 振り返る活動 92.0%	小学校 めあての提示 100 % 振り返る活動 99.7%  中学校 めあての提示 100% 振り返る活動 100%	小学校 めあての提示 1.00【A】 振り返る活動 1.00【A】  中学校 めあての提示 1.00【A】 振り返る活動 1.00【A】
外国人児童生徒 教育の推進	《成果指標》 日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合	94.9%	100%	96.3%	0.96【B】
	《活動指標》 日本語で学習する力の習得を支援する授業改善に取り組んでいる学校の割合	小学校 97.7% 中学校 95.8%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 1.00【A】 中学校 1.00【A】

施策名	指標(目標項目)	平成27年度 現状値	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
グローバル教育の推進	《成果指標》 高等学校卒業段階で英検準2級以上相当の英語力を習得した生徒の割合	31.2% (H26年度)	56.0%	41.4%	0.74【C】
	《成果指標》 中学校卒業段階で英検3級以上相当の英語力を習得した生徒の割合	29.0% (H26年度)	56.0%	37.1%	0.66【D】
	《活動指標》 外国語における学習到達目標を設定している学校の割合	中学校 17.9% 高等学校 18.2% (H26年度)	中学校 100% 高等学校 100%	中学校 100% 高等学校 100%	中学校 1.00【A】 高等学校 1.00【A】
キャリア教育の推進	《成果指標》 高等学校(全日制)においてインターンシップを体験した生徒の割合	28.7% (H26年度)	35.0%	37.3%	1.00【A】
	《活動指標》 地域等の人材を招へいした授業等を行っている学校の割合	小学校 82.9% 中学校 64.0% 高等学校 98.5%	小学校 87.0% 中学校 70.0% 高等学校 100%	小学校 95.1% 中学校 88.1% 高等学校 100%	小学校 1.00【A】 中学校 1.00【A】 高等学校 1.00【A】
	《活動指標》 キャリア教育の全体計画を策定している高等学校の割合	47.1% (H26年度)	100%	100%	1.00【A】
情報教育の推進とICTの活用	《成果指標》 ICTを活用して指導することができる教員の割合	82.2% (H26年度)	85.0% (H30年度)	78.8% (H30年度)	0.93【B】
	《活動指標》 ICT活用指導力の向上に関する研修を受講した教員の割合	29.3% (H26年度)	42.0% (H30年度)	40.4% (H30年度)	0.96【B】
	《活動指標》 情報モラル教育を行った学校の割合	94.3% (H26年度)	100% (H30年度)	98.8% (H30年度)	0.99【B】

施策名	指標（目標項目）	平成27年度 現状値	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
幼児教育の推進	小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合	65.6%	100%	56.1%	0.56【D】
	幼保小連携に関する研修を実施している市町の割合	86.2%	100%	100%	1.00【A】

※1：平成31年度全国学力・学習状況調査における調査教科の変更による。

## 【基本施策2 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成】

基本施策全体の令和元年度目標の達成状況は、進捗度A（進んだ）またはB（ある程度進んだ）は72.2%となり、進捗度C（あまり進まなかった）またはD（進まなかつた）は27.8%となりました。

施策名	指標（目標項目）	平成27年度 現状値	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
人権教育の推進	《成果指標》 人権学習によって、人権を守るために行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合	70.2%	80.0%	88.5%	1.00【A】
	《活動指標》 人権教育カリキュラムを作成している学校の割合	73.3%	100%	100%	1.00【A】

施策名	指標（目標項目）	平成27年度 現状値	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
道徳教育の推進	《成果指標》 人の役に立ちたいと思う子どもたちの割合	小学生 93.7% 中学生 94.1%	小学生 95.0% 中学生 95.0%	小学生 95.5% 中学生 94.8%	小学生 1.00【A】 中学生 0.99【A】
	《活動指標》 道徳教育推進教師を中心として学校全体で道徳教育に取り組んでいる学校の割合	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%	小学生 1.00【A】 中学生 1.00【A】
	《活動指標》 「私たちの道徳」および「三重県心のノート」を年間を通じて計画的・継続的に活用している学校の割合	小学校 47.0% 中学校 16.1%	小学校 90.0% 中学校 80.0%	— ※2	— ※2
	《活動指標》 「私たちの道徳」を家庭等で活用するよう長期休業中に持ち帰らせている学校の割合	小学校 90.9% 中学校 84.6% (平成26年度)	小学校 100% 中学校 100%	— ※2	— ※2
郷土教育の推進	《成果指標》 地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある子どもたちの割合	小学生 41.3% 中学生 30.0%	小学生 62.0% 中学生 50.0%	小学生 52.5% 中学生 40.2%	小学生 0.85【B】 中学生 0.80【C】
	《活動指標》 「ふるさと三重かるた」を活用している幼稚園等・小学校・中学校的割合	幼稚園等 91.5% 小学校 91.4% 中学校 61.9%	幼稚園等 100% 小学校 100% 中学校 80.0%	幼稚園等 90.1% 小学校 83.3% 中学校 42.4%	幼稚園等 0.90【B】 小学校 0.83【C】 中学校 0.53【D】
環境教育の推進	《成果指標》 環境保全活動に取り組んでいる高等学校の割合	74.1%	100%	97.0%	0.97【B】
	《活動指標》 家庭・地域・企業等と連携して、環境教育を推進している高等学校の割合	84.5%	100%	97.0%	0.97【B】

施策名	指標（目標項目）	平成 27 年度 現状値	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
読書活動・文化芸術活動の推進	《成果指標》 授業以外の時間に読書をする子どもたちの割合	小学校 61.1% 中学校 48.6%	小学校 66.0% 中学校 55.0%	小学校 63.9% 中学校 45.5%	小学校 0.97【B】 中学校 0.83【C】
	《活動指標》 学校図書館を活用した授業等を計画的に実施している学校の割合	小学校 81.8% 中学校 44.7%	小学校 85.0% 中学校 50.0%	小学校 83.9% 中学校 71.5%	小学校 0.99【B】 中学校 1.00【A】
	《活動指標》 過去 3 年間に学校行事として芸術鑑賞を実施した高等学校の割合	87.9%	100%	82.1%	0.82 【C】

※2：平成 27 年度当初は、「私たちの道徳」および「三重県心のノート」を年間を通じて学校や家庭で活用する指標を設定したが、小学校は平成 30 年度、中学校は平成 31 年度から道徳の特別の教科化に伴い、これらの役割が教科書に置き換わったため、令和元年度実績値を「一」としている。

### 【基本施策 3 健やかに生きていくための身体の育成】

基本施策全体の令和元年度目標の達成状況は、進捗度 A（進んだ）または B（ある程度進んだ）は 100%となりました。

施策名	指標（目標項目）	平成 27 年度 現状値	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
体力の向上と運動部活動の活性化	《成果指標》 体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合	75.1%	76.0%	75.1%	0.99 【B】
	《活動指標》 「1 学校 1 運動プロジェクト」に取り組んでいる小学校の割合	77.0%	100%	100%	1.00 【A】

施策名	指標（目標項目）	平成27年度 現状値	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
健康教育の推進	《成果指標》 毎日規則正しく 寝起きしている 子どもたちの割合	小学生 寝る 37.6% 起きる 59.3%  中学生 寝る 31.0% 起きる 55.7%	小学生 寝る 43.0% 起きる 64.0%  中学生 寝る 36.0% 起きる 61.0%	小学生 寝る 37.6% 起きる 56.9%  中学生 寝る 32.3% 起きる 54.9%	小学生 寝る 0.87【B】 起きる 0.89【B】  中学生 寝る 0.90【B】 起きる 0.90【B】
	《活動指標》 年間を通じ、給食後 の歯みがきを全校で実施 している小学校の割合	70.7%	75.0%	73.4%	0.98【B】
食育の推進	《成果指標》 朝食を毎日食べ ている子どもたちの割合	小学生 86.5% 中学生 84.0%	小学生 90.5% 中学生 88.0%	小学生 86.3% 中学生 82.9%	小学生 0.95【B】 中学生 0.94【B】
	《活動指標》 食育推進のため の校内委員会等 を設置している 学校の割合	小学校 64.0% 中学校 66.5% (H26年度)	小学校 100% 中学校 100%	小学校 85.1% 中学校 86.8%	小学校 0.85【B】 中学校 0.87【B】

#### 【基本施策4 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進】

基本施策全体の令和元年度目標の達成状況は、進捗度A（進んだ）またはB（ある程度進んだ）は100%となりました。

施策名	指標（目標項目）	平成27年度 現状値	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
特別支援教育の 推進	《成果指標》 特別支援学級においてパーソナルカルテを活用している小中学校の割合	59.2%	100%	97.7%	0.98【B】
	《活動指標》 小中学校の通常の学級および高等学校において個別の指導計画を作成した学校の割合	小学校 83.3% 中学校 65.3% 高等学校 89.4%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	小学校 95.7% 中学校 96.7% 高等学校 91.1%	小学校 0.96【B】 中学校 0.97【B】 高等学校 0.91【B】

施策名	指標（目標項目）	平成27年度 現状値	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
特別支援学校におけるキャリア教育の推進	《成果指標》 特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	100%	100%	100%	1.00【A】
	《活動指標》 特別支援学校版キャリア教育プログラムを作成した特別支援学校の割合（累計）	37.5%	100%	100%	1.00【A】

### 【基本施策5 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり】

基本施策全体の令和元年度目標の達成状況は、進捗度A（進んだ）またはB（ある程度進んだ）は52.6%となり、進捗度C（あまり進まなかつた）またはD（進まなかつた）は47.4%となりました。

施策名	指標（目標項目）	平成27年度 (現状値)	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
いじめや暴力のない学校づくり	《成果指標》 小・中・高等学校における1,000人あたりの暴力行為発生件数	小学校 4.4件 中学校 7.6件 高等学校 2.5件	小学校 1.6件 中学校 6.8件 高等学校 2.0件	小学校 8.4件 中学校 7.3件 高等学校 2.7件 (H30年度)	小学校 0.19【D】 中学校 0.93【B】 高等学校 0.74【C】
	《活動指標》 いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確にしたものを作成し、保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るように取り組んでいる学校の割合	93.0%	100%	100%	1.00【A】

施策名	指標（目標項目）	平成 27 年度 (現状値)	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
防災教育・防災対策の推進	《成果指標》 学校の防災教育の内容を知っていて、家庭で防災対策について話し合ったことのある県民の割合	15.3%	30.0%	17.5%	0.58【D】
	《活動指標》 家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	88.3%	100%	91.7%	0.92【B】
子どもたちの安全・安心の確保	《成果指標》 子どもの交通事故発生件数	383 件	300 件	189 件	1.00【A】
	《活動指標》 児童等が交通安全マップを作製している小学校の割合	82.9%	100%	100%	1.00【A】
居心地の良い集団づくり（不登校児童生徒への支援）	《成果指標》 小・中・高等学校における 1,000 人あたりの不登校児童生徒数	小学校 4.6 人 中学校 29.7 人 高等学校 14.9 人	小学校 3.9 人 中学校 26.2 人 高等学校 14.4 人	小学校 7.1 人 中学校 34.8 人 高等学校 17.7 人 (H30 年度)	小学校 0.55【D】 中学校 0.75【C】 高等学校 0.81【C】
	《活動指標》 子どもたちの居場所づくり・絆づくりに関わる校内研修等を実施した学校の割合	91.9% (H26 年度)	100% (H30 年度)	85.2% (H30 年度)	0.85【B】
	《活動指標》 学校生活の中で子どもたち一人ひとりのよい点や可能性を見つけ、子どもたちに伝えるなど積極的に評価した学校の割合	小学校 97.6% 中学校 99.4%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 99.7% 中学校 98.9%	小学校 0.99【B】 中学校 0.99【B】

施策名	指標（目標項目）	平成 27 年度 (現状値)	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
高校生の学びの継続（中途退学への対応）	《成果指標》 高等学校（全日制）における中途退学率	0.83% (H26 年度)	0.80%以下	0.66% (H30 年度)	1.00 【A】
	《活動指標》 中学生のときに複数の学校の高校生活入門講座に参加した生徒の割合	52.7% (H26 年度)	100% (H30 年度)	62.6% (H30 年度)	0.63 【D】
学びのセーフティネットの構築	《成果指標》 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.5% (H26 年度)	98.8% (H30 年度)	88.3% (H30 年度)	0.89 【B】
	《活動指標》 放課後を利用した補充的な学習サポートを週 2 回以上実施した学校の割合	小学校 22.7% 中学校 13.7%	小学校 27.0% 中学校 18.0%	小学校 22.1% 中学校 7.2%	小学校 0.82 【C】 中学校 0.40 【D】

## 【基本施策 6 地域に開かれ信頼される学校づくり】

基本施策全体の令和元年度目標の達成状況は、進捗度 A（進んだ）または B（ある程度進んだ）は 100%となりました。

施策名	指標（目標項目）	平成 27 年度 現状値	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
開かれた学校づくり	《成果指標》 地域の行事に参加している子どもたちの割合	小学生 72.0% 中学生 50.7%	小学生 80.0% 中学生 60.0%	小学生 74.1% 中学生 56.8%	小学生 0.93 【B】 中学生 0.95 【B】
	《成果指標》 家の人が、授業参観や運動会等の学校の行事に来る子どもたちの割合	小学生 97.6% 中学生 78.9%	小学生 98.0% 中学生 84.0%	小学生 97.0% 中学生 81.9%	小学生 0.99 【B】 中学生 0.98 【B】
	《活動指標》 コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合	14.6%	27.0%	36.3%	1.00 【A】
	《活動指標》 学校支援地域本部に取り組んでいる小中学校の割合	42.0%	50.8%	52.5%	1.00 【A】

施策名	指標（目標項目）	平成 27 年度 現状値	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
学校の特色化・ 魅力化	《成果指標》 目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合	75.7%	80.0%	81.2%	1.00 【A】
	《活動指標》 地域の活性化に向けて特色ある教育活動に取り組んでいる高等学校的数	14 校	35 校	35 校	1.00 【A】
教職員の資質向上とコンプライアンスの推進	《成果指標》 授業で主体的・協働的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合	小学生 71.0% 中学生 69.9%	小学生 80.0% 中学生 78.0%	小学生 主体的 77.5% 協働的 73.4%  中学生 主体的 77.6% 協働的 74.2%	小学生 主体的 0.97 【B】 協働的 0.92 【B】  中学生 主体的 0.99 【B】 協働的 0.95 【B】
	《活動指標》 教職員一人あたりの研修への参加回数	2.74 回	2.79 回	2.70 回	0.97 【B】
	《活動指標》 教員採用選考試験受験者数	2,920 人程度	3,100 人	2,622 人	0.85 【B】
教職員が働きやすい環境づくり	《成果指標》 教職員の満足度	61.9 点	63.5 点	62.0 点	0.98 【B】
	《活動指標》 総勤務時間縮減に向けた取組を新たに実施した学校の割合	—	80.0%	100%	1.00 【A】
	《活動指標》 在職者に占める精神神経系疾患による休職者の割合	0.59% (H26 年度)	0.53% (H30 年度)	0.58% (H30 年度)	0.91 【B】
学校施設の充実	《成果指標》 学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数	県立 83 棟 市町 42 棟	県立 0 棟 市町 8 棟	県立 0 棟 市町 11 棟	県立 1.00 【A】 市町 0.91 【B】
	《活動指標》 県立学校の身体障がい者等対応エレベータ設置率	56.8%	60.0%	58.9%	0.98 【B】

## 【基本施策7 多様な主体による教育の推進と文化財の保護】

基本施策全体の令和元年度目標の達成状況は、進捗度A（進んだ）またはB（ある程度進んだ）は88.9%となり、進捗度C（あまり進まなかつた）またはD（進まなかつた）は11.1%となりました。

施策名	指標（目標項目）	平成27年度 現状値	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
家庭の教育力の向上	《成果指標》 子どもたちの家庭学習の状況	小学生 平日 58.4% 休日 45.8%  中学生 平日 66.5% 休日 59.9%	小学生 平日 63.0% 休日 57.0%  中学生 平日 70.0% 休日 69.0%	小学生 平日 64.2% 休日 59.4%  中学生 平日 67.5% 休日 62.1%	小学生 平日 1.00【A】 休日 1.00【A】  中学生 平日 0.96【B】 休日 0.90【B】
	《活動指標》 「生活習慣・読書習慣チェックシート」の家庭での取組後、生活指導等に活用している小中学校の割合	小学校 87.5% 中学校 81.9%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 97.7% 中学校 94.4%	小学校 0.98【B】 中学校 0.94【B】
	《活動指標》 高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合	58.6%	100%	100%	1.00【A】
社会教育の推進と地域の教育力の向上	《成果指標》 地域の教育関係者のネットワークへの参画者数	—	500人	514人	1.00【A】
	《活動指標》 交流の場の開催回数（累計）	—	40回	47回	1.00【A】
文化財の保存・継承・活用	《成果指標》 文化財情報アクセス件数	202,960件	228,000件	224,940件	0.99【B】
	《活動指標》 三重県内の国・県指定等文化財数（累計）	1,078件 (H26年度)	1,200件	1,167件	0.73【C】

## 【重点取組1 学力の向上】

重点取組全体の令和元年度目標の達成状況は、進捗度A（進んだ）またはB（ある程度進んだ）は77.8%となり、進捗度C（あまり進まなかつた）またはD（進まなかつた）は22.2%となりました。

指標（目標項目）	平成27年度 現状値	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
《全体指標》 全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数	0	5 (全教科)※3	3	0.60【D】
《全体指標》 子どもたちの自尊感情の状況	小学生 82.1% 中学生 78.1%	小学生 83.0% 中学生 80.0%	小学生 84.7% 中学生 80.0%	小学生 1.00【A】 中学生 1.00【A】
《個別指標》 授業内容を理解している子どもたちの割合	小・国 82.2% 小・算 81.3% 中・国 76.3% 中・数 75.4%	小・国 88.0% 小・算 88.0% 中・国 84.0% 中・数 77.0%	小・国 86.3% 小・算 85.7% 中・国 81.1% 中・数 79.1%	小・国 0.98【B】 小・算 0.97【B】 中・国 0.97【B】 中・数 1.00【A】
《個別指標》 子どもたちの家庭学習の状況	小学生 平日 58.4% 休日 45.8%  中学生 平日 66.5% 休日 59.9%	小学生 平日 63.0% 休日 57.0%  中学生 平日 70.0% 休日 69.0%	小学生 平日 64.2% 休日 59.4%  中学生 平日 67.5% 休日 62.1%	小学生 平日 1.00【A】 休日 1.00【A】  中学生 平日 0.96【B】 休日 0.90【B】
《個別指標》 授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	小学生 61.1% 中学生 48.6%	小学生 66.0% 中学生 55.0%	小学生 63.9% 中学生 45.5%	小学生 0.97【B】 中学生 0.83【C】

※3：平成31年度全国学力・学習状況調査における調査教科の変更による。

## 【重点取組2 体力の向上と学校スポーツの推進】

重点取組全体の令和元年度目標の達成状況は、進捗度A（進んだ）またはB（ある程度進んだ）は75.0%となり、進捗度C（あまり進まなかつた）またはD（進まなかつた）は25.0%となりました。

指標（目標項目）	平成27年度 現状値	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
《全体指標》 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果	48.5	51.0	49.2	0.96【B】
《個別指標》 運動やスポーツをすることが好きな子どもたちの割合	88.3%	89.2%	88.0%	0.99【B】
《個別指標》 全国大会での入賞件数	109件	162件	103件	0.64【D】
《個別指標》 平成30年度全国高等学校総合体育大会の準備・大会開催に関わった高校生の数（累計）	0人	7,900人 (H30年度)	9,247人 (H30年度)	1.00【A】

## 【重点取組3 心の教育の推進】

重点取組全体の令和元年度目標の達成状況は、進捗度A（進んだ）またはB（ある程度進んだ）は83.3%となり、進捗度C（あまり進まなかつた）またはD（進まなかつた）は16.7%となりました。

た)は16.7%となりました。

指標（目標項目）	平成27年度 現状値	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
《全体指標》 自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合	小学生 75.1% 中学生 69.4%	小学生 81.0% 中学生 75.0%	小学生 80.1% 中学生 74.9%	小学生 0.99【B】 中学生 0.99【B】
《個別指標》 小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合	65.6%	100%	56.1%	0.56【D】
《個別指標》 人権学習によって、人権を守るために行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合	70.2%	80.0%	88.5%	1.00【A】
《個別指標》 道徳教育推進教師を中心として学校全体で道徳教育に取り組んでいる学校の割合	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%	小学生 1.00【A】 中学生 1.00【A】

#### 【重点取組4 グローカル人材の育成】

重点取組全体の令和元年度目標の達成状況は、進捗度A（進んだ）またはB（ある程度進んだ）は66.7%となり、進捗度C（あまり進まなかった）またはD（進まなかつた）は33.3%となりました。

指標（目標項目）	平成27年度 現状値	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
《全体指標》 将来の夢や目標を持っている子どもたちの割合	小学生 85.3% 中学生 71.7%	小学生 90.0% 中学生 75.0%	小学校 82.6% 中学校 69.5%	小学校 0.92【B】 中学校 0.93【B】
《全体指標》 海外留学（短期留学を含む）や海外研修等に参加した高校生の数	350人	480人	287人	0.60【D】
《個別指標》 生徒が社会の出来事や郷土三重について、自分の考えや意見を発信する取組を実施している中学校の割合	41.4%	50.0%	35.1%	0.70【C】
《個別指標》 英検準1級以上相当の英語力を有する英語教員の割合	中学校 32.0% 高等学校 62.4%	中学校 55.0% 高等学校 77.0%	中学校 37.9% 高等学校 78.0%	中学校 0.69【D】 高等学校 1.00【A】
《個別指標》 地域等の人材を招へいした授業等を行っている学校の割合	小学校 82.9% 中学校 64.0% 高等学校 98.5%	小学校 87.0% 中学校 70.0% 高等学校 100%	小学校 95.1% 中学校 88.0% 高等学校 100%	小学校 1.00【A】 中学校 1.00【A】 高等学校 1.00【A】

#### 【重点取組5 特別支援教育の推進】

重点取組全体の令和元年度目標の達成状況は、進捗度A（進んだ）またはB（ある程度進んだ）は100%となりました。

指標（目標項目）	平成27年度 現状値	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
《全体指標》 特別支援学校高等部卒業生の就職率	30.3% (H26年度)	32.0%	32.0%	1.00【A】
《個別指標》 特別支援学級においてパーソナルカルテを活用している小中学校の割合	59.2%	100%	97.7%	0.98【B】
《個別指標》 特別支援学校版キャリア教育プログラムを作成した特別支援学校の割合（累計）	37.5%	100%	100%	1.00【A】
《個別指標》 「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき整備された特別支援学校数（累計）	—	3校	3校	1.00【A】

### 【重点取組6 誰もが安心できる学びの場づくり】

重点取組全体の令和元年度目標の達成状況は、進捗度A（進んだ）またはB（ある程度進んだ）は75.0%となり、進捗度C（あまり進まなかつた）またはD（進まなかつた）は25.0%となりました。

指標（目標項目）	平成27年度 現状値	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
《全体指標》 学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	92.3%	95.0%	92.6%	0.97【B】
《個別指標》 「自助」の力を育む防災教育を取り組んでいる学校の割合	73.5%	100%	76.0%	0.76【C】
《個別指標》 いじめの認知件数に対して、年度内に解消したもの割合	92.8%	100%	96.7% (H30年度)	0.97【B】
《個別指標》 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.5% (H26年度)	98.8% (H30年度)	88.3% (H30年度)	0.89【B】

### 【重点取組7 地域に開かれ輝く学校づくり】

重点取組全体の令和元年度目標の達成状況は、進捗度A（進んだ）またはB（ある程度進んだ）は100%となりました。

指標（目標項目）	平成27年度 現状値	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
《全体指標》 学校に満足している子どもたちの割合	82.5%	86.5%	84.9%	0.98【B】

指標（目標項目）	平成 27 年度 現状値	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
《個別指標》 コミュニティ・スクール等に取り組んでいる市町の割合	65.5% (19/29 市町)	86.2% (25/29 市町)	79.3% (23/29 市町)	0.92 【B】
《個別指標》 地域の活性化に向けて特色ある教育活動に取り組んでいる高等学校の数	14 校	35 校	35 校	1.00 【A】

### 【重点取組 8 教職員の資質向上】

重点取組全体の令和元年度目標の達成状況は、進捗度 A（進んだ）または B（ある程度進んだ）は 100%となりました。

指標（目標項目）	平成 27 年度 現状値	令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	目標達成状況
《全体指標》 授業で主体的・協働的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合	小学生 71.0% 中学生 69.9%	小学生 80.0% 中学生 78.0%	小学生 主体的 77.5% 協働的 73.4%  中学生 主体的 77.6% 協働的 74.2%	小学生 主体的 0.97 【B】 協働的 0.92 【B】  中学生 主体的 0.99 【B】 協働的 0.95 【B】
《個別指標》 県内の教育団体・教育研究会等と連携して実施した研修講座数	40 講座	60 講座	61 講座	1.00 【A】
《個別指標》 校内外の研修や研究会の成果を教育活動に反映している学校の割合	小学校 97.6% 中学校 90.7% 県立学校 86.7%	小学校 100% 中学校 94.0% 県立学校 90.0%	小学校 94.0% 中学校 90.9% 県立学校 91.0%	小学校 0.94 【B】 中学校 0.97 【B】 県立学校 1.00 【A】
《個別指標》 学級運営の状況や課題を全教職員の間で共有し、組織的に取り組んでいる学校の割合	小学校 64.2% 中学校 50.3% 県立学校 27.7%	小学校 71.0% 中学校 61.0% 県立学校 46.0%	小学校 63.9% 中学校 62.3% 県立学校 42.0%	小学校 0.90 【B】 中学校 1.00 【A】 県立学校 0.91 【B】

## 4 防災教育・防災対策の推進について

### 1 現状と課題

- (1) 本県においては、南海トラフ地震の発生が危惧されるとともに、台風等による風水害が発生しています。南海トラフ地震や津波、風水害等の自然災害から子どもたちの命を守るため、学校における防災教育を推進する必要があります。
- (2) 地震、台風、局地的大雨等による災害発生時においては、子どもたちが自らの命を守ることに加えて、発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を身につけることが求められています。
- (3) 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合に備え、教職員の実践的な災害対応力の向上を図るとともに、被災した子どもたちのケアや、学校での避難所運営、学校の早期再開などを行うための体制を整えることが必要です。また、大川小学校津波訴訟判決をふまえ、各学校では、想定を上回る災害が発生した場合等にも対応できるよう、防災対策を徹底する必要があります。
- (4) 県立学校施設における安全性を確保するため、「三重県立学校施設長寿命化実施計画（令和2年3月策定）」に基づき、計画的に老朽化対策を進めるとともに、トイレの洋式化など設備面の機能向上にも取り組む必要があります。また、猛暑から子どもたちの命を守るため、空調施設が未整備の普通教室について空調設備を整備する必要があります。

### 2 令和2年度の主な取組

#### (1) 「防災ノート」の配付、活用

「防災ノート」を、公立小中学校、県立学校の新入生および小学校の新4年生に配付します。また、外国語版についても、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、ビザイヤ語を配付します。

また、「防災ノート」の家庭での活用を促進するため、保護者への周知や、教員に対する活用方法の紹介等を行います。

#### (2) 学校における防災教育・防災対策の支援

学校が実施する体験型防災学習や保護者、地域住民等との合同の避難訓練の取組等について、職員を派遣して支援します。

また、市町等教育委員会、県立学校を訪問して意見交換を行い、避難場所、避難経路の指定・点検状況や、想定を上回る災害が発生した場合の対応など各学校における防災体制を確認し、防災体制の見直しや訓練等の実施に際し必要な支援を行います。

### 【防災教育の支援】

- ・児童生徒の体験型防災学習（防災啓発車による地震体験、防災タウンウォッチング・防災マップ作成、避難所運営体験等）の支援保護者、地域住民等と連携した避難訓練や防災学習の支援

### 【防災対策の支援】

- ・校内研修の支援（防災学習指導計画の作成等）
- ・防災体制の点検・見直し支援（危機管理マニュアルの内容点検、避難場所の安全点検、防災訓練等）

## （3）学校防災リーダー等教職員研修の実施

学校における防災教育・防災対策をより一層推進するため、各学校に学校防災リーダーを配置するとともに、みえ防災・減災センターや津地方気象台と連携した防災に関する研修等を通じて、学校で防災学習や防災対策を行う教職員の資質向上を図ります。

### 【研修内容（予定）】

- ・学校防災概論（学校防災計画、指導計画、防災ノートの活用、被災地に学ぶ防災教育、実践事例報告等）
- ・災害時の学校運営等を経験した講師による防災研修
- ・大川小学校津波訴訟を題材とした教職員向け危機管理研修
- ・東日本大震災被災地で開催される現地研修への教職員の派遣

## （4）災害時の学校支援体制の整備

### ①災害時学校支援チームの設置

災害時の学校運営等についての専門知識と実践的な対応能力を備える教職員を育成し、災害時に学校を支援するため、これら教職員により構成される「災害時学校支援チーム」を設置します。

令和2年度は、初級、中級、上級からなる隊員育成研修を開催し、隊員40名程度の育成を行います。また、市町教育委員会や教職員の代表からなる「災害時学校支援チーム運営委員会」を開催し、令和2年度の隊員の育成方法や支援チームの運営方法等を検証し、次年度以降に反映します。

## ②災害時の子ども支援にかかる官民連携の取組

令和元年10月に公益社団法人全国学習塾協会及び災害時の子ども支援を行うNPO団体である認定NPO法人口タリバとの間で締結した「災害時の子ども支援にかかる連携と協力に関する包括協定」に基づき、民間団体・企業等と連携し、災害時の子どもの居場所の確保、学習支援や心のケア等に取り組むこととしています。令和2年度は、市町や県立学校の教職員等を対象とした「災害時の子ども支援にかかる説明会」を開催し、官民連携による災害時の子ども支援にかかる取組について周知を図る予定です。

## (5) 学校施設の防災・耐震対策の推進

### ①県立学校

県立学校施設について、令和2年3月に策定した「三重県立学校施設長寿命化実施計画」に基づき、安全面を最優先にして、計画的に老朽化対策を進めるとともに、普通教室棟のトイレの洋式化など設備面での機能向上にも取り組みます。

なお、非構造部材耐震対策については、令和元年度に屋内運動場等の天井落下防止対策を完了しましたが、今後は、外壁などその他の非構造部材の耐震対策を老朽化対策とあわせて進めていきます。

### ②公立小中学校

非構造部材の耐震対策工事や老朽化対策等、小中学校における防災・地震対策が充実するよう、市町に対し各種情報の提供や国助成制度の活用に係る助言等を行います。

## (6) 県立学校の空調整備

猛暑に備えるため、本年6月末までに全ての県立学校の普通教室に空調設備が整うよう、未整備の普通教室における空調設備整備工事に取り組みます。

## 5 学校における働き方改革の推進について

### 1 時間外労働時間削減に向けた取組

#### (1) 現状と課題

学校における働き方改革の推進は、教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保しながら、より効果的な教育活動を持続的に行うことの目的としています。

教育を取り巻く社会情勢の変化により、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、全国の教職員の労働時間の長時間化が明らかになりました。

本県においても、総勤務時間の縮減に向け、制度の改善や県全体で統一した目標の設定などの取組を進めてきましたが、月 45 時間を超える時間外労働に従事する教職員は、全国と同様に少なくない状況です。

こうした状況をふまえ、国は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を改正し、同法に基づき、文部科学大臣が「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針」を定めました。

当該指針により、県教育委員会および市町等教育委員会は、教育委員会規則等で教職員の時間外労働の上限などに関する方針を定めました。

これにより、令和 2 年 4 月から、児童生徒等に係る通常予見するとのできない業務量の大幅な増加等に伴い一時的または突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合を除き、教職員の時間外労働の上限が月 45 時間、年 360 時間とされ、その実現のためには、業務の削減や必要な環境整備等、教職員の長時間労働の解消に向けた取組を着実に実施していく必要があります。

## (2) 今後の取組

社会の変化に伴って学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員だけでは対応が難しい状況となっており、引き続き、スクール・カウンセラーなどの専門スタッフや外部人材の充実およびその派遣等の支援が必要です。また、これまで学校および教職員が担ってきた業務について、国が示した業務の整理をふまえ、その役割分担および適正化を着実に実行する必要があります。

こうしたことをふまえ、各種課題対応のための専門家や外部人材の活用として、スクール・サポート・スタッフを小中学校に 100 人（85 人増）、県立学校に 7 人（新規）、部活動指導員を 55 人（29 人増）、スクールカウンセラーを 130 人（12 人増）、スクールソーシャルワーカー 13 人（1 人増）を拡充して配置します。

また、県教育委員会及び市町等教育委員会と学校が一体となって、引き続き総勤務時間縮減に係る目標の設定と統一した 3 項目（定時退校日の設定、部活動休養日の設定、会議時間の短縮）に取り組みます。

これに加え、教育委員会が行う調査・報告や会議・研修会等の削減・縮減、研究事業に係る負担軽減等の取組を進めます。

さらに、ＩＣＴを活用した業務削減として、テレビ会議の実施や教材の共有化を推進します。

## 2 教職員の健康管理について

### (1) 現状と課題

教職員の業務の多忙化と困難化が増し、心身のストレスの高まりをもたらしています。本県における教職員の精神神経系疾患による休職者数の割合は、平成 30 年度は 0.58%（在職者数 14,936 人のうち 87 人）となっており、5 年ぶりに減少し、改善したものの、依然として全国平均を上回る水準となっています。最近の傾向として、職場の環境が変わる、異動して一年目や新規採用職員にメンタル不調になる教職員が増えており、対応が必要となっています。

教職員のメンタルヘルス対策としては、教職員自身や管理職員が心の健康について正しい認識を持つとともに、心の健康の保持増進とそれを推進するための環境づくり、心の不調への早期の気づきと対応、そして心の不調からの回復と職場復帰への適切な支援による再発防止が大切です。

三重県および全国の教職員在職者に対する精神神経系疾患休職者の割合（単位：%）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
三重県	0.54	0.59	0.65	0.65	0.65	0.58
全 国	0.55	0.55	0.54	0.53	0.55	0.57

## (2) 今後の取組

### ①心の健康の保持増進

心の健康の保持増進については、不安や悩み、ストレスと心の健康について正しい認識とセルフケアの重要性を学ぶセルフケア研修として、初任者研修及びメンタルヘルスセミナーを実施します。また、管理職員が所属する職員の抱えるストレスに気づき対処する方法を身につけるラインケア研修を新任校長及び新任教頭を対象として実施します。異動して一年目（新規採用者を含む）の教職員が産業医との面談の機会を設けるよう取り組むこととし、メンタル不調の予防に努めます。

### ②心の不調への早期対応

心の不調への早期の気づきと対応については、教職員を対象にした臨床心理士による「メンタルヘルスカウンセリング」や、管理職員がメンタル不調者の早期対応や職場復帰に際し、個別の支援や職場の支援について専門医に相談する「メンタルヘルスカンファレンス」を実施します。

### ③職場復帰への支援と再発防止

職場復帰への適切な支援と再発防止の取組については、休職及び病気休暇者の復職支援として、「リワーク支援専門員派遣事業」を実施し、休職者については職場復帰訓練中から復職後概ね1年間、臨床心理士による復職者への面談および所属長への助言を行うことにより、再発防止を図ります。

### ④ストレスチェックの実施と活用

職員のストレスへの気づきや職場環境の改善等を通じて、メンタル不調となることを未然に防止することを目的に「ストレスチェック」を全ての県立学校で実施しています。小中学校においても、実施義務のある教職員50人以上の学校に加え、その他の学校においても実施するように市町等教育委員会に働きかけたところ、令和元年度はすべての学校で実施されました。

今後も、すべての学校での実施と、「ストレスチェック」の集団分析結果の活用等について働きかけることで、教職員自身のストレスへの気づきを促すことによりメンタル不調を未然に防止するとともに、職場環境の改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めます。

## 6 コンプライアンスの推進について

教職員一人ひとりが自己の使命と職責の重大さを認識し、コンプライアンスを自分事として捉えて教育に対する県民の信頼確保に努められるよう、平成31年1月に策定した「県教育委員会における不祥事根絶の取組について」に基づき、県立学校長会等あらゆる機会をとらえて、不祥事の根絶とコンプライアンス意識の向上に向け取り組んでいるところです。

また、令和元年12月に「懲戒処分に至らない文書訓告・厳重注意の事案の公表について」を策定し、児童生徒の安全・安心な学校生活に支障となるおそれのある規律違反の事案について、懲戒に至らない文書訓告等の事案についても公表することにより、説明責任を果たすこととしました。

各市町等教育委員会に対しては、市町等教育長会議において県教育委員会の取組を参考に、不祥事根絶に向けたより実効性のある取組を、それぞれが主体的に進めよう依頼しています。

不祥事の根絶に向けた取組状況は、以下のとおりです。

### 1 研修用事例シートの作成、活用

平成31年3月にとりまとめた「不祥事の分析および対応策」をもとに、令和元年5月に「児童生徒へのわいせつ行為」、「飲酒運転」、「体罰」、「個人情報の紛失」の4つの事例について、それぞれ事例シートを作成し、県立学校に配布しました。

この事例シートを活用して、各県立学校において少なくとも年に一回はコンプライアンス・ミーティングを実施し、教職員一人ひとりに、各事例に至った原因・背景は何か、不祥事を起こさないために必要なことは何かについて考える機会を設けています。

### 2 SNSの使用のありかたについてのルール策定

令和元年7月に「県立学校における教職員と生徒・保護者とのSNS等の使用に係る適切な取扱いについて」を策定し、県立学校において、職務に関する以外の連絡を絶対に行わないこと等を全職員に周知するとともに、SNS等の適切な取扱いについて徹底しています。

### 3 県立学校長による学校における行動計画

学校の特性や課題をふまえ、校長が策定した不祥事根絶に係る行動計画（「信頼される学校であるための行動計画」）に基づき、学校ごとに取組を進めています。

各校の行動計画については、全県立学校で共有するとともに、各校においてPTA総会等において保護者への説明を行っています。

各校が策定した行動計画については、校長の中間面談等の場を用いて、取組状況を聞き取り、進捗状況の確認とより実効的な取組となるよう必要な助言を行いました。

また、副教育長、次長が県立学校を訪問した際、教職員から直接意見を聴く機会を設け、参考となる取組や意見をまとめて県立学校に共有しました。

#### 4 初任者研修および年次別研修

昨年度は、4月の第1回初任者研修において、コンプライアンスについての研修を実施するとともに、初任者に対して、教員になるにあたっての決意や心構えを記載したレポートを提出させました。また、教職6年次研修等においても、コンプライアンスについての研修を実施し、教員としてあるべき姿を改めて考え方を直させる機会を設けました。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止にともない、初任者研修および教職6年次研修等が中止されました。資料配布に留めるのではなく、緊急事態宣言の解除等の状況をみながら、コンプライアンス意識の向上に向けた研修等を開催していく予定です。

#### 5 管理職選考試験

昨年度実施の管理職選考試験から、コンプライアンスや不祥事根絶のためにこれまでに実践した取組および管理職として任用された後に実践したい取組について事前論文を提出させました。論文については、新任管理職研修等で振り返る機会を設けることとしています。

#### 6 校長による教職員面談・相談

健康診断やストレスチェック等を活用し、高ストレス者やその他問題を抱える者を校長が把握し、面談で活用するとともにこまめな声かけを行い、必要に応じて専門機関等と連携し職員を支援しています。

不祥事根絶およびコンプライアンス意識の確立に向けた取組については、定期的に実施状況を確認し、実効性のあるものとなるよう検証および見直しを行います。

## 7 小中学校教育について

平成29年3月31日に幼稚園教育要領および学習指導要領が改訂され、新幼稚園教育要領は平成30年度から、新小学校指導要領は令和2年度から全面実施されており、新中学校指導要領は令和3年度から全面実施となります。

特に、道徳の「特別教科化」、小学校外国語教育の早期化・教科化、小学校プログラミング教育の必修化などについては、各学校が適切に対応できるよう授業改善等の取組を引き続き進めていく必要があります。

### 1 道徳教育の充実

生命を軽視する事件や深刻ないじめ問題等が発生している中で、子どもたちの生命倫理や規範意識、人間関係を形成する力等を向上していくため、「考え、議論する道徳」への転換により児童生徒の道徳性を育むことが求められています。このことから、各学校における道徳科の授業の充実を図るため、以下の取組を進めます。

- ① これまでの実践研究の成果や道徳教育アドバイザーの派遣による授業実践の好事例等をまとめた「道徳科の指導資料集」(令和2年3月・県教育委員会作成)の活用を促すとともに、引き続き、道徳教育アドバイザーを学校等へ派遣し、効果的な指導方法等について具体的な指導助言を行い、道徳科の授業の充実を図ります。  
(道徳教育アドバイザー派遣：1校あたり3回程度。9市町に派遣予定。)
- ② 道徳教育実践推進地域に指定した市町を支援し、公開授業等により、その取組の成果を普及します。(実践推進地域：四日市市、名張市)
- ③ ①②の取組による成果をさらに広く普及し、県全体での道徳教育の充実を図るため、校長研修会や各市町道徳教育担当指導主事等を対象とした道徳教育推進会議等で、情報交換および協議を行います。また、好事例の学習指導案等を、県教育委員会のHPに随時掲載していきます。

### 2 外国語教育の充実

新学習指導要領では、外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成することをめざし、令和2年度から小学校中学年で外国語活動、高学年では教科としての外国語科が実施されています。また、中学校では、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことが基本になります(令和3年度全面実施)。これをふまえ、外国語活動、外国語科の授業の充実を図るため、以下の取組を進めます。

- ① 教員の指導力を向上するため、小学校教員を対象としたスマートトークなど指導力向上のためのテーマ別研修や、中学校教員の英語力やコミュニケーション力の向上を図る研修、市町教育委員会と連携した研修などを実施します。
- ② 小学校においては、令和元年度の取組成果をまとめた実践事例集の配付により授業の充実を図ります。また、令和2年度から高学年で教科書を使った授業が始まっていることから、モデル校において教科書を使った効果的な指導および評価の在り方について研究を行うとともに、公開授業等により研究成果を普及します。

- ③ 中学校においては、豊富な会話例と音声により「読む」「聞く」「話す」「書く」力を総合的に育成することができるNHK語学番組を活用した「基礎英語LEAD」をモデル地域に導入し、英語による言語活動を中心とした授業を行い、その成果を普及します。
- ④ 郷土に愛着や誇りを持つとともに英語による発信力を向上するため、ふるさとについて英語でまとめて発信する「ワン・ペーパー・コンテスト」を開催します。

### 3 プログラミング教育の充実と情報活用能力の育成

小学校において、令和2年度からプログラミング教育が必修となり、令和3年度から新学習指導要領が全面実施となる中学校の技術・家庭科（技術分野）においてもプログラミング教育がより高度な内容となるため、以下の取組を進めます。

- ① プログラミング指導者育成研修の受講者（平成29年度からの3年間でのべ93名）と、県内小学校教員および中学校技術科教員を対象に、地域間・校種間で交流しながら事例検討や授業公開を行う研修を実施します。
- ② これまでの取組の検証を行い、教科の学びを深めるためのより効果的なプログラミング教育への改善を図る研修を行います。

### 4 小中学校におけるICT環境整備の支援

新学習指導要領に示されている情報活用能力の育成を図るため、「1人1台端末」や情報通信ネットワークなどのICT環境を整備する必要があることから、以下の取組を進めます。

- ① 市町の「1人1台端末」調達を円滑に進めるため、端末調達の標準仕様書のモデル提供の支援を行います。
- ② ICTを活用した学習を推進するため、市町教育委員会の情報教育担当者や小中学校の管理職等を対象にシステムや教材の体験会や実践的な研修を実施します。

### 5 郷土教育の充実

子どもたちに、郷土のよさについて誇りを持って語ることができる力とともに、地域への愛着や関心を持ち、地域の活性化に寄与しようとする意欲や態度を育むことが求められていることから、以下の取組を進めます。

- ① 県内の中学校を対象に、課題解決型学習（PBL）の手法を取り入れ、生徒が地域の課題を解決するために何ができるのかを主体的に考え行動する力・態度を育む郷土教育を推進するため、専門家による助言や成果発表会の開催等を行います。
- ② 郷土に愛着や誇りをもつとともに英語による発信力を向上するため、ふるさとについて英語でまとめて発信する「ワン・ペーパー・コンテスト」の取組を推進します。

### 6 「地域とともにある学校づくり」の推進

新学習指導要領の下では、「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標のもと、子どもたちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力を、学校・家庭・地域が連携・協働して育んでいくことが求められていることから、以下の取組を進めます。

- ① 学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクールについて、先進事例の紹介や関係法令などをふまえた説明等を行う「地域とともにある学校づくりサポーター」を学校等に派遣し、コミュニティ・スクールの仕組みを導入する市町や学校の拡充を図ります。(コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合：令和元年度36.3%→令和5年度目標50.0%)
- ② 各市町の担当者が参加する推進協議会等において、地域と学校が連携・協働して行った効果的な事例や成果を普及し、取組の充実を支援します。

## 7 幼児教育の推進

新しい幼稚園教育要領、保育所保育指針等においては、「幼児期の終わりまでに育つてほしい姿」が共通して示されるなど、小学校以降の教育を見据え、内容の一層の整合性が図られています。幼児教育・保育のより一層の質の向上が求められるとともに、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた取組を充実する必要があることから、以下の取組を進めます。

- ① 教育委員会事務局内に幼児教育センターを設置し、市町と連携しながら県内の園を訪問して助言・支援を行う幼児教育アドバイザー、県の関係部局や幼児教育アドバイザーに助言を行う幼児教育スーパーバイザーを配置します。
- ② 平成30年3月作成の「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」に、実践事例を加えた令和2年3月改訂版を県内の幼稚園等や小学校に紹介し、手引きを活用した取組を市町と連携しながら進めます。
- ③ 就学前の生活習慣の確立のためのチェックシートの活用を促進します。

## 8 夜間中学について

平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(教育機会確保法)や同法に基づく文部科学省の基本方針等をふまえ、都道府県にも、夜間中学を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが求められています。

令和元年度に実施した夜間中学等に関するニーズ調査結果をふまえ、新たに検討委員会を設置し、本県における義務教育機会の確保の方法としてどのような形態が望ましいのか、令和2年度中に一定の方向性が得られるよう検討を進めます。

## 8 学力の育成について

### I 学力の育成

学力の育成にあたっては、学習指導要領に示された生きる力を育むことをめざし、習得・活用・探究という学びの過程において、実際の社会や生活で生きて働く知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、主体的に学習に取り組む態度(学びに向かう力)を養うことが大切です。

子どもたちが主体性を持って他者と協働しながら学ぶ態度を身につけられるよう、学校・家庭・地域が一体となって、県民総参加で子どもたちの学力の育成に取り組みます。

### 1 現状と課題

#### (1) 平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査結果の教科に関する結果

・平成31年度(令和元年度)の全国学力・学習状況調査の教科に関する調査の結果は、5教科中4教科(小学校国語・算数、中学校数学・英語)で全国の平均正答率以上となり、また、無解答率についても全教科で改善が図られるなど、調査開始以来、最も良い結果となりました。一方、文章を正しく読み取ったり自分の考えを書いたりする力については、課題が見られました。

#### (2) 学校全体での授業改善、学習の理解と定着を図る取組

・校長のリーダーシップのもと、学校全体で授業改善や学習の理解と定着を図る取組が計画的に進められている学校が増え、その多くで改善が見られます。一方、取組が進められているものの、年間の改善サイクルが確立していないなど、一部の学年のみの取組にとどまっていたりする状況があります。  
・児童生徒質問紙調査では、「最後まで解答を書こうと努力している」「授業の内容がよくわかる」等の質問に肯定的に回答している子どもの割合が増えていることから、子どもたちの「わかった」が「やる気」を生み、最後まで粘り強く取り組む姿につながっています。

①全ての書く問題で最後まで解答を書こうと努力した ※単位：% ( )：全国差

<国語：「努力した」と回答>

	H28	H29	H30	H31
児童質問紙(小)	76.9(+1.8)	78.4(+1.2)	—	82.5(+2.1)
生徒質問紙(中)	71.9(+0.2)	73.5(+1.2)	—	81.3(+1.5)

<算数・数学：「努力した」と回答>

	H28	H29	H30	H31
児童質問紙(小)	74.1(+2.1)	70.7(+0.8)	70.9(+0.3)	81.9(+1.2)
生徒質問紙(中)	53.5(+3.5)	57.9(+2.5)	58.2(+2.7)	63.1(+2.3)

②授業の内容はよく分かる

<国語：肯定的な回答>

	H28	H29	H30	H31
児童質問紙(小)	81.4(+0.7)	83.4(+1.2)	—	86.3(+1.4)
生徒質問紙(中)	75.4(+1.3)	77.6(+2.7)	—	81.1(+3.5)

<算数・数学：肯定的な回答>

	H28	H29	H30	H31
児童質問紙(小)	82.6(+2.4)	83.3(+2.7)	85.5(+2.1)	85.7(+2.2)
生徒質問紙(中)	74.9(+5.5)	75.0(+5.6)	75.0(+4.0)	79.1(+5.2)

③先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれる

<肯定的な回答>

	H28	H29	H30	H31
児童質問紙(小)	87.8(+3.0)	87.7(+2.6)	—	94.2(+2.5)
生徒質問紙(中)	77.4(+3.3)	79.3(+3.8)	—	87.5(+2.9)

### (3) 生活習慣・学習習慣・読書習慣

- ・平日1時間以上学習している割合は小中学生ともに増加傾向にあり、改善が図られていますが、依然として小中学生ともに全国平均を下回っている状況です。
- ・「10分以上読書をしている（平日）」と回答している割合が小中学生ともに全国平均を下回り、中学生は平成31年度（令和元年度）、最も低い状況です。

#### ① 平日の学習時間

<「1時間以上」と回答>

	H28	H29	H30	H31
児童質問紙(小)	60.4(-2.1)	61.6(-2.8)	62.7(-3.5)	64.2(-1.9)
生徒質問紙(中)	65.2(-2.7)	66.5(-3.1)	67.5(-3.1)	67.5(-2.3)

#### ② 授業時間以外の読書時間

<「平日10分以上」と回答>

	H28	H29	H30	H31
児童質問紙(小)	62.4(-1.1)	61.8(-1.5)	64.4(-1.8)	63.9(-1.8)
生徒質問紙(中)	46.4(-3.3)	47.7(-3.7)	49.6(-3.9)	45.5(-4.9)

### (4) 自己肯定感、挑戦心、達成感の状況

- ・「ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある」と肯定的に回答している割合が小学生は増加し、小中学生ともに全国を上回る状況が続いている。
- ・「自分にはよいところがある」と肯定的に回答している子どもたちの割合が減少しています。

#### ① ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある

<肯定的な回答>

	H28	H29	H30	H31
児童質問紙(小)	94.9(+0.5)	95.1(+0.3)	—	95.3(+0.1)
生徒質問紙(中)	95.0(+0.7)	95.5(+0.8)	—	94.3(+0.4)

#### ② 自分には、よいところがある

<肯定的な回答>

	H28	H29	H30	H31
児童質問紙(小)	75.5(-0.8)	77.4(-0.5)	83.4(-0.6)	80.1(-1.1)
生徒質問紙(中)	71.3(+2.0)	73.2(+2.5)	79.9(+1.1)	74.9(+0.8)

③難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している

<肯定的な回答>

	H28	H29	H30	H31
児童質問紙(小)	77.6(+1.5)	78.1(+0.7)	—	78.7(-0.3)
生徒質問紙(中)	70.8(+1.2)	73.2(+2.2)	—	70.7(+0.4)

## 2 令和2年度の取組

新型コロナウイルス感染症に伴う学校の臨時休業に伴い、各学校では年間指導計画を見直し、通常の年とは異なる状況で教育活動が進められます。このことにより学校ごとの学習進度が異なったり、子どもたちの定着状況が異なったりすること、加えて令和2年度全国学力・学習状況調査が中止になったことを踏まえ、今年度の学力の育成に係る取組について市町教育委員会と意見交換を行い、連携して各学校の状況と課題を把握しつつ、市町や学校の状況に応じて以下のような支援を進めます。

### (1) 「わかる・できる育成カリキュラム」、ワークシートの効果的な活用

- これまでの全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックの結果に見られた経年的な課題である割合、図形や読む力・伝える力の育成に向け、各学年の系統性や教科横断的な視点を意識し、より効果的な指導が行えるよう、「わかる・できる育成カリキュラム（割合編、図形編、読む力・伝える力編）」を活用した指導について、学校訪問や研修会で説明します。
- 各学校の状況に応じて、子ども一人ひとりの学習内容の理解と定着を図ったり、授業で活用したりできるワークシートや、家庭学習、補充学習で活用できるよう、学習月、単元別に整理して提供します。

### (2) 学習内容の理解と定着の確認及び課題の改善に向けた取組

- 各学校で子ども一人ひとりの学習内容の定着状況や課題を把握し、改善に向けた取組が円滑に行われるよう、みえスタディ・チェックを実施します。
- みえスタディ・チェックは経年での比較検証ができるよう、これまで出題した問題等を活用して、同一、同趣旨の問題で作成します。
- 今後、国から送付される予定の令和2年度全国学力・学習状況調査の問題を分析し、各学校において学習指導要領を踏まえた授業改善につながるよう、学校訪問や、教員研修、国の調査官を招へいした授業改善研修会で説明します。

### (3) 学校・家庭・地域の連携

- 「みえの学力向上県民運動」を引き続き実施し、子どもとの関わり方や家庭学習の取組方法等について、学校・家庭・地域が共に考える機会を通じて周知するなど、生活習慣・学習習慣・読書習慣の確立を推進します。

## II 少人数教育

### 1 少人数教育の意義と形態

#### (1) 少人数教育の意義

- ・教育を取り巻く課題が多岐にわたり、さまざまな配慮や支援が必要な児童生徒が増加しています。こうした中、確かな学力・豊かな心・健やかな身体を育むには、児童生徒の興味・関心や個性を大切にして、一人ひとりの特性や課題を十分理解した指導が不可欠であり、学校や児童生徒の状況に応じた指導体制や指導方法を工夫したきめ細かな指導が、一層重要性を増しています。
- ・学習指導要領においても、「児童生徒が、基礎的・基本的な知識と技能の習得を含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習等の学習活動を取り入れることや教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制等の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること」とされています。
- ・こうしたことから、児童生徒や学校の状況に応じ、指導方法や指導体制等を工夫し、きめ細かく指導する少人数教育は大変重要です。

#### (2) 少人数教育の形態

##### ① 少人数学級編制

- ・学級の人数を法の規定（小1は35人、小2～中3は40人）より少ない人数で編制

（例）中学校1年生の人数が80人の場合

- ・法の規定では、「40人・40人」の2学級で、教員は法定数2人を配置
- ・本県は、独自に35人学級（下限25人）としており、「27人・27人・26人」の3学級となり、教員は法定数2人と加配定数1人を配置（中学校は教科担当の非常勤0.5人分も配置）

##### ② 少人数指導

- ・学級の人数は変えずに、理解や習熟の個人差が生じやすい教科（算数・数学、国語など）を教員2人で指導したり、グループを分けたりして、個に応じてきめ細かく指導

###### ア ティーム・ティーチング（以下「TT」という。）

- ・法定数の担任1人に加え、加配定数又または非常勤を配置し、複数で授業を実施

###### イ 習熟度別指導

- ・児童生徒の理解・習熟の程度に応じ学習グループを分け、法定数の担任と加配定数（または非常勤）の教員それぞれが授業を実施

## 2 本県における少人数教育の推進

### (1) 基本的な考え方

- ・少人数学級と特定の教科における少人数指導の両面で取組を推進
- ・生活や学習環境が大きく変わる学校種間の円滑な接続に留意
- ・市町教育委員会、学校の実状に即した柔軟な対応に配慮

### (2) 令和元年度の取組と課題

#### ① 少人数学級の取組

- ・小学校1、2年生での30人学級（下限25人）、中学校1年生での35人学級（下限25人）を継続することで、令和元年5月1日現在、小学校1年生では91.6%、2年生では91.4%の学級が30人以下となり、中学校1年生では94.8%の学級が35人以下となりました。また、引き続き小学校2年生の36人以上学級を解消しました。基本的な生活習慣や確かな学力の定着・向上を図るため、引き続き、子どもたちの実態や各学校の課題に応じた教員定数の配置に努める必要があります。

#### ② 少人数指導の取組

- ・実践推進校において、小学校国語TTでは、「書かれていることを正確に読み取る力」、「根拠に基づき自分の考えを書く力」を高める指導にあたっての役割分担、小学校理科TTでは、「実験等の結果について考察する力」を高める指導にあたっての役割分担、算数・数学の習熟度別少人数指導では、習熟の違いに応じた課題設定や児童生徒への支援の方法について実践研究を行いました。
- ・効果の検証から、より効果が見られた実践事例を「効果的な少人数指導推進ガイドブックvol.3」としてまとめ、市町教育委員会を通じて各学校に周知しました。
- ・算数・数学において、より早い学年から学習内容の定着に課題が見られたり、習熟の違いが大きかったりすることから、習熟の違いに応じた指導の工夫についてさらに研究を進めていく必要があります。
- ・小学校算数、中学校数学の少人数指導に取り組む学年については、少人数指導の効果と課題、留意事項、実践事例等を示した「ガイドブック」を活用し、小学校84.7%、中学校85.9%で習熟度別指導を実施しました。

### (3) 今年度の取組

新学習指導要領で求められる学びや本県の今日的な教育課題に適切に対応し、子ども一人ひとりが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感できるよう、市町教育委員会と連携しながら、少人数学級と少人数指導の両面で取り組みます。

#### ① 少人数学級の取組

- ・小学校1、2年生での30人学級（下限25人）、中学校1年生での35人学級（下限25人）を継続するとともに、引き続き小学校2年生の36人以上学級を解消します。

- ・子どもたちの実態や各学校の課題に応じた教員定数を配置し、基本的な生活習慣や確かな学力の定着・向上を図るため、小学校2年生以降の学級編制標準の引き下げを引き続き国に要望します。
- ・国において、平成28年度から令和2年度までの5年間、教育政策形成に関する実証研究の中で、「学級規模等の影響・効果」等の実証研究に取り組んでおり、その動向を今後も注視するとともに引き続き、少人数学級の調査・研究を進めます。

## ② 少人数指導の取組

- ・少人数指導の加配配置校において小学校算数、中学校数学の少人数指導に取り組む学年については、引き続きその70%で習熟度別指導を実施します。
- ・TTにおいては、これまでの取組から効果があることが確認された、ペアやグループで話し合う前に2人の教員が話し合いのモデルを演じる取組等を他の学校に広げます。
- ・県内公立小中学校のうち89校（小学校62校、中学校27校）を実践推進校に指定し、算数・数学において、対象学年を小学校第4、5学年、中学校第1、2学年に拡大し、習熟度別少人数指導の実践研究を進めます。

### 【参考資料】少人数教育推進事業の歩み

	H15	H16	H17	H18	H19～H22	H23	H24～R2
小学校	1年生 30人学級 (下限25人)	1・2年生 30人学級 (下限25人)				国：1年生35人学級 +1・2年生30人学級 (下限25人) +2年生36人以上学級解消	国：1年生35人学級 +1・2年生30人学級 (下限25人) +2年生36人以上学級解消
中学校	—	—	1年生 35人学級 (下限25人)	1年生 35人学級 (下限25人) 弾力的実施			→
小学校 中学校	少人数授業等を実施するための教員配置						→

## 9 高校教育について

### 1 現状

県立高等学校では、平成29年3月に策定した「県立高等学校活性化計画」に基づき、特色ある教育や小規模校の活性化、主権者教育などに取り組むとともに、今後の超スマート社会やグローバル化が進展する変化の激しい社会を生きるために必要な教育を進めます。

また、令和4年度から本格実施となる高等学校新学習指導要領では、思考力・判断力・表現力を育成する、アクティブラーニング型の授業を実施します。また、「総合的な探究の時間」において、令和元年度から先行的に、学んだ知識を教科横断的に組み合わせ探究し、考えたことを発表したり、意見を述べあったりする活動を始めています。

### 2 県内高等学校の状況（別紙参照）

全日制課程を53校（54校舎）、定時制課程を11校、通信制課程を2校に設置しています。本県における学科の定員については、中学生の進路希望や学習に対するニーズ、大学等への進学希望や就職希望の状況をふまえ、全日制課程の普通科、職業系専門学科、総合学科の比率を、およそ6：3：1としています。

### 3 新学習指導要領に対応した教育の実施

言語活動や体験活動、ICTを活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進します。

また、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、問題を見出して解決策を考えたりする学習、探究的な学習に取り組みます。

例えば、令和4年度、公民科において「公共」が新設され、自分で課題を設定して解決策をグループで考える活動が始まります。

### 4 キャリア教育の推進

生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら学習し、進路を決定する能力や態度、人間関係を築く力等、将来の社会的・職業的自立に必要な資質・能力を身に付けられるよう、各学校においてキャリア教育の計画を策定し、地域活性化についてフィールドワークをとおして考察し提言する活動、就業体験、地域の職業人による出前授業、上級学校への体験入学等に取り組みます。

今年度、新型コロナウイルス感染症により、高校生の就職や進学は大きな影響を受けると考えています。

そのため、高校生の就職では、三重労働局や関係部局と連携し、経済団体や商工会議所に求人要請を行うとともに、求人開拓や面談を行う「就職アドバイザー」を3名増員し、15名とし（北部、中部、南部地域に1名ずつ追加配置）、企業に働きかけを行うなどの支援を実施します。

また、進学では、大学の総合型選抜（AO入試）及び学校推薦型選抜（推薦入試）について、文部科学省が大学に配慮すべき事項（新型コロナウイルス感染症により、大会や資格・検定試験等が中止・延期等となったことで、入学志願者が不利益とならないよう配慮すること）を通知しており、選抜実施要項にどのように反映されるか注視するとともに、大学入学共通テストや一般入試の内容も含め、各学校が適切に対応できるよう情報提供するなど支援していきます。

## 5 これからの時代に対応した教育の推進

### （1）ICTを活用した教育の推進

全国では、令和4年度までにICT環境を整備することとされています。本県では令和2年度中に、すべての学校のICT環境（①無線LAN環境、②電子黒板機能付きプロジェクター、③学習用情報端末）を整備します。

ICTを活用し、意見・回答の即時共有を通じた効果的な協働学習を実施したり、生徒同士で資料や動画を共同編集し学び合う等の活動に取り組みます。

### （2）STEAM教育の推進

これから変化の激しい時代において、創造的に課題を見出し解決する力が必要となっていることから、Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Art(s)(リベラルアーツ・教養)、Mathematics(数学)を活用した文理融合・教科横断的な課題解決型の学びをとおして、論理的思考力や探究力を育成するSTEAM教育の実証研究に取り組みます。

### （3）主権者教育と消費者教育の推進

学校は、生徒が、我が国や地域の課題を理解し、課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを形成していくとともに、根拠をもって自分の考えを主張しつつ、他人の考えに耳を傾け、合意形成を図っていく活動を進めます。

また、政治や選挙に関する理解を深め、選挙管理委員会と連携した模擬選挙、税務署と連携した租税学習など、主権者としての意識を高める取組を推進します。

なお、契約の概念や消費者としての自覚と責任を育む消費者教育を推進するため、消費者庁作成の教材「社会への扉」の積極的な活用や三重県消費生活センターや三重県金融広報委員会と連携した出前授業などを行います。

### （4）グローカル教育の推進

学校は、生徒が、グローバルな視野と志を持ち、異なる文化に対する理解、郷土への愛着、語学力やコミュニケーション能力などを高める活動を進めます。

国際的な視野を広げるため、国際理解教育を推進するとともに、英語教育において、「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やりとり・発表〕」「書くこと」の力を総合的に育成することができるよう、英語の授業で、生徒が英語を用いて自分の思いや考えを伝える場面を増やします。

また、生徒が地域への愛着を深め、地域のために考え方行動しようとする意欲を身につけられるよう、地域の活性化等に取り組む地域課題解決型の学習を推進します。

## 6 特色ある教育の推進

### (1) GAP（農業生産工程管理）認証を生かした取組

県内の農業高校5校の生徒が、農産物の安全や環境への配慮、労働安全、国際的に通用する農業についての実践力を身に付けるため、以下の認証を取得して、GAPを生かした教育を進めています。

＜県立高校の GAP 認証取得状況＞

学校名	GAP	品 目
四日市農芸高校	グローバルGAP	穀類（米）
	アジア GAP	青果物（まこもたけ）
久居農林高校	アジア GAP	青果物（日本なし、ぶどう）
相可高校	アジア GAP	青果物（かき）
	JGAP	家畜・畜産物（肉用牛）
明野高校	グローバルGAP	穀類（米）
	アジア GAP	茶（緑茶、紅茶）
	JGAP	家畜・畜産物（豚）
伊賀白鳳高校	アジア GAP	青果物（日本なし、ぶどう）

### (2) 四日市工業高校ものづくり創造専攻科の取組

四日市工業高校ものづくり創造専攻科は、グローバルな視点をもった地域産業の担い手として、生産現場のリーダーとなる人材の育成をめざし、平成30年に新設され、企業での研修や技術者による授業、大学での英語講座の受講など高度で卓越した専門教育、産業界と密接に連携した実践的な教育を行っています。「協働パートナーズ」（専攻科の教育に協力いただく企業）73社と連携し、専攻科2年生ではデュアルシステム（長期企業実習）や修了研究に取り組んでいます。

## 7 定時制・通信制高校における取組

本県では、3部制の定時制高校を各地域に3校設置し、また、定時制高校で通信制課程を併修できるようにするなど、生徒が学びやすい環境づくりに努めています。

各学校には、不登校を経験した生徒や日本語指導の必要な外国人生徒等、多様な生徒が在籍しています。それぞれの生徒が抱える課題をふまえ、一人ひとりに寄り添った指導が必要であることから、柔軟な教育課程を編成し、学び直しの内容を含む授業、少人数での講座、日本語指導を実施しています。また、教育委員会は、全定時制・通信制高校への就職アドバイザーの派遣、外国人生徒への学習指導や進路指導を行う外国人生徒支援専門員の配置（飯野高校、みえ夢学園高校、北星高校）を行います。

## 8 小規模校の活性化の取組

### (1) 小規模校の取組

1学年2学級（3学級も準じる）の高等学校では、平成29年度から学校ごとに活性化協議会を設置し、地元市町、産業界等の地域関係者の協力を得て、それぞれの学校の状況に応じた活性化の取組を推進してきました。

今後も、地域と連携した学習の充実を図るなど、小規模校の特性を生かした活性化に努め、各校の魅力向上や入学者数の増加に結び付くよう取り組みます。

### (2) 地域課題解決型キャリア教育モデル構築事業

これからの中社会の変化に対応できる「生きる力」を育むことを目的として、これらの高等学校を実践パイロット校に指定し、令和元年度から地域の課題や産業を題材に探究的に学ぶ地域課題解決型キャリア教育に取り組んでいます。各校には、地域と学校をつなぐコーディネーターを配置して、各校の学習活動の支援、地域の方々や職業人とより深く関わる学習環境の整備等をサポートしています。

#### ※パイロット校

白山高校、飯南高校、昂学園高校、南伊勢高校（南勢校舎、度会校舎）

鳥羽高校、志摩高校、水産高校、あけぼの学園高校、紀南高校

## 9 これからの高等学校の活性化

現在「県立高等学校活性化計画」に基づき、高等学校の特色化・魅力化に取り組んでいますが、今後の社会情勢の変化や中学校卒業者数の減少をふまえた県立高等学校の将来構想について協議する場を設けるとともに、地域協議会等を通じて地域の声を聞きながら、今後の高等学校のめざすべき方向性について検討していきます。

(別紙)

### 県立高等学校の学校数

学校数	56 校(57 校舎)
-----	-------------

### 県立高等学校の生徒数 (令和2年5月1日現在)

全日制	53 校 (54 校舎)	34,018 人
定時制	11 校	1,625 人
通信制	2 校	2,177 人

合計 37,820 人

### 県立高等学校の教育課程(全日制・定時制・通信制)

#### <全日制>

普通科	桑名、桑名西、桑名北、川越、四日市、四日市南、四日市西、朝明、四日市四郷、菰野、神戸、白子、石薬師、稻生、亀山、津、津西、津東、久居、白山、松阪、相可、宇治山田、伊勢、南伊勢(南勢、度会校舎)、志摩、上野、名張青峰、尾鷲、木本、紀南
	四日市(国際科学)、四日市南(数理科学)、四日市西(比文・歴史、数理情報)、四日市四郷(スポーツ科学)、白子(文化教養)、久居(スポーツ科学)、伊勢(国際科学)、名張青峰(文理探究)、尾鷲(プログレッジ)
	四日市農芸、久居農林、相可、明野、伊賀白鳳(生物資源・フードシステム)
	桑名工業、四日市工業、四日市中央工業、津工業、松阪工業、伊勢工業、伊賀白鳳(機械・電子機械・建築デザイン)、尾鷲(システム工学)
	四日市商業、津商業、白山(情報コミュニケーション)、宇治山田商業、松阪商業、伊賀白鳳(経営)、尾鷲(情報ビジネス)
	水産(海洋・機関、水産資源)
	四日市農芸(生活文化)、白子(生活創造)、亀山(総合生活)、久居農林(生活デザイン)、相可(食物調理)、明野(生活教養)
	桑名(衛生看護)
	亀山(システムメディア)
	朝明(ふくし)、明野(福祉)、伊賀白鳳(ヒューマンサービス)
専門学科	桑名(理数)、川越(国際文理)、神戸(理数)、稻生(体育)、飯野(英語コミュニケーション・応用デザイン)、津西(国際科学)、松阪(理数)、松阪商業(国際教養)、上野(理数)
	総合学科 いなべ総合学園、飯南、昴学園、鳥羽、あけぼの学園、名張、木本

#### <定時制>

普通科	桑名、北星、飯野、松阪工業、伊勢まなび(昼間部)、上野、名張、尾鷲、木本
	北星(情報ビジネス)、四日市工業、伊勢まなび(夜間部:ものづくり工学)
	みえ夢学園

#### <通信制>

普通科	北星、松阪

## 10 外国人児童生徒教育について

### 1 基本的な考え方

日本語指導が必要な外国人児童生徒が安心して学びを継続できるよう、市町および学校における初期適応指導等、受入体制整備に係る取組を支援するとともに、外国人児童生徒巡回相談員の派遣等による学習支援や学校生活への適応指導等の充実に取り組みます。

また、日本語指導が必要な外国人児童生徒の学習内容の理解と定着を図るため、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラムを活用した指導を推進します。

### 2 三重県の現状

本県においては、公立小中学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は増加傾向にあり、令和元年度の外国籍の児童生徒は平成30年度より184人増加、平成20年度と比較して約1.48倍となっています。

公立小中学校における日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数 2,197人

年度	2015	2016	2017	2018	2019
	H27	H28	H29	H30	R1
小学校(人)	1,280	1,275	1,373	1,447	1,570
中学校(人)	490	536	516	565	625
義務教育学校(人)	—	—	2	1	2
小計(人)	1,770	1,811	1,891	2,013	2,197
県立学校(人)	225	247	265	287	300
合計(人)	1,995	2,058	2,156	2,300	2,497

また、平成30年度の公立小中学校における日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の在籍率は1.44%と全国で1位（平成30年度文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」をもとに県独自に算出）となっています。

日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の在籍率（上位5都道府県）

	都道府県名	公立小中学校 在籍児童生徒数	公立小中学校の日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数	公立小中学校の日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の在籍率 ※
1	三重県	140,016人	2,013人	1.44%
2	愛知県	609,406人	8,608人	1.41%
3	静岡県	283,218人	2,819人	1.00%
4	滋賀県	120,687人	1,173人	0.97%
5	岐阜県	161,189人	1,403人	0.87%
	全国	9,328,913人	36,760人	0.39%

※ 公立小中学校の日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数÷在籍児童生徒数×100

○在籍学校数 221校（小：155校、中：65校、義務：1校）

○日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する市町数 18市町

津市、鈴鹿市、四日市市、伊賀市、松阪市、桑名市、いなべ市、亀山市、東員町、菰野町、伊勢市、名張市、木曽岬町、川越町、朝日町、尾鷲市、多気町、大台町

※ 下線の集住8市での割合は、94.7%（2,081人）

○言語数 27 言語（小・中学校）

ポルトガル語	スペイン語	フィリピン語 タガログ語	ビザイヤ語	中国語	左記5言語の全体 に占める割合
43.0%	19.3%	14.5%	7.6%	5.6%	90.0%

○日本語指導が必要な外国籍の生徒のうち、就職又は高等学校等に進学した生徒の割合

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
外国籍の卒業生数	156人	167人	144人	169人
進学等をした生徒の割合	94.9%	95.8%	97.9%	97.6%

※ 令和元年度の割合については、現在集計中

### 3 本県における外国人児童生徒教育に係る取組

#### （1）小中学校における取組

##### ① 外国人の子どもの就学等についての取組（継続 令和2年度から一部新規）

県内全ての市町で不就学が生じないよう、対象児童生徒の情報の把握や定期的な状況確認、就学案内（複数の母語で書かれた就学案内のパンフレットの活用等の対応を市町に働きかけるとともに先進事例を共有するなど、就学の促進を図ります。

##### ② 外国人児童生徒への学習支援についての取組

###### ア 就学を支援する外国人児童生徒受入促進事業（補助事業：国・県2/3負担）（継続）

桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市の7市に対して財政的支援を行い、初期適応指導教室などの地域の実態に応じた外国人児童生徒に対する取組の推進を図ります。

###### イ 外国人児童生徒巡回相談員の配置（継続 令和2年度から1名増）

外国人児童生徒の日本語習得状況に応じた学習支援により、安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員等の学校への派遣による日本語指導等、指導体制の充実に努めます。

R1年度 ポルトガル語7人 スペイン語2人 タガログ語4人 R2年度 ポルトガル語7人 スペイン語3人 タガログ語3人 ビサイヤ語1人 県内17市町へ3,040回派遣（令和元年度実績値）	]
---	---

###### ウ 外国人児童生徒巡回支援員の配置（令和2年度新規）

日本語指導が必要な外国人児童生徒が外国人児童生徒巡回相談員による日本語指導を受ける機会を充実できるよう、現在、外国人児童生徒巡回相談員が担っている翻訳業務や通訳支援を行う外国人児童生徒巡回支援員を配置します。

###### エ オンライン日本語教育モデル校事業（令和2年度新規）

外国人児童生徒の受入の少ない小中学校をモデル校とし、オンライン日本語教育を行うことで外国人児童生徒の受入体制や日本語指導に係る取組の充実を図るとともに、その成果を普及し、県内全域での日本語指導の確実な実施を図ります。

③ 外国人児童生徒教育における教職員研修等（継続）

県内全ての市町教育委員会の外国人児童生徒教育担当者や関係機関の担当者が情報交換を行い、外国人児童生徒教育の一層の充実を図るための方策について協議すること等を目的とした外国人児童生徒教育検討会議を開催します。

④ 外国人児童生徒の進路保障のための取組（継続）

関係機関と連携を図りながら外国人生徒が希望する進路へ進めるよう支援します。（県内7市による進路ガイダンスの開催等）

（2）高等学校における取組

① 三重県立高等学校入学者選抜における外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜の実施

② 「高校進学ガイドブック」を作成し、三重県国際交流財団のホームページに掲載

③ 社会的自立をめざす外国人生徒支援事業の実施

- ・外国人生徒教育の拠点となる高等学校に外国人生徒支援専門員5名を配置し、生徒の学習支援や進路相談、保護者対象の教育相談等を支援します。
- ・JSLカリキュラムに基づく実践研究の成果の普及を行います。

④ 外国人生徒キャリアサポート事業の実施

- ・外国人生徒が将来の生活を見通して進路を選択できるよう、進学、就職に係るセミナーを実施します。
- ・就職アドバイザー（外国人生徒支援重視型）3名を日本語指導が必要な外国人生徒が多く在籍する学校に配置し、外国人生徒を中心に求人開拓等の就職支援を行う。

（3）特別支援学校における取組

外国人児童生徒および保護者が、安心して学校生活を送ることができるよう、外国人児童生徒支援員（ポルトガル語対応1名）を配置し、児童生徒の指導と支援に係る必要な情報の翻訳および通訳を実施するとともに、他の言語についても通訳の派遣を行います。

## 1.1 特別支援教育について

平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間、「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき、特別支援学校における教育内容の充実および学校整備、小中学校や高等学校等における特別支援教育の推進に取り組んできました。令和元年度に、基本的な考え方を継続し、特別な支援を必要とする子どもたちを取り巻く状況の変化等による新たな課題に対応するため計画を改定しました（令和 2 年度から令和 5 年度まで）。今後は本計画に基づき、特別な支援を必要とする子どもたちの教育を充実するための取組を進めます。

### 1 現状

#### (1) 特別な支援が必要な児童生徒数

発達障がい等特別な支援を必要とする児童生徒が増加するとともに、一人ひとりの障がいの状況は、重度・重複化、多様化しています。「特別支援学校<sup>(\*1)</sup>」「特別支援学級<sup>(\*2)</sup>」「通級指導教室<sup>(\*3)</sup>」において、障がいの特性や教育的ニーズをふまえた指導と必要な支援を行っています。

\*1 特別支援学校：教育上特別な支援を必要とする児童生徒のための学校

\*2 特別支援学級：小中学校において、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために置かれた学級

\*3 通級指導教室：小中学校の通常の学級で各教科など大部分の教育を受けている児童生徒が、障がいに応じて一部特別の指導を受けるために専任の教員を配置している教室で、小中学校では平成 5 年度、高等学校では平成 30 年度から制度化

【令和元年 5 月 1 日現在】( ) 内は前年同時期からの増減

県立特別支援学校（18 校<分校 4 校を含む>）在籍児童生徒数	1,711 人 (+24 人)
----------------------------------	-----------------

【令和元年 5 月 1 日現在】( ) 内は前年同時期からの増減

	小学校	中学校	合計
特別支援学級	849 学級 (+48 学級)	295 学級 (+5 学級)	1,144 学級 (+53 学級)
	3,805 人 (+275 人)	1,284 人 (+66 人)	5,089 人 (+341 人)
通級指導教室	65 教室 (+2 教室)	9 教室 (+2 教室)	74 教室 (+4 教室)
	882 人 (+82 人)	83 人 (+4 人)	965 人 (+86 人)

#### (2) 特別支援学校の生徒の進路状況

特別支援学校高等部生徒の卒業後の進路は、一般企業への就職や福祉事業所の利用等さまざまです。生徒の進路希望実現のため、早期からの計画的な職場実習の実施や、生徒の可能性を広げ、より広い選択肢から進路を選択できるよう職業観・勤労感を育む教育、継続的な職場開拓等を行っています。

【令和 2 年 3 月末現在】

特別支援学校高等部の一般企業就職希望者（81 人）の就職率	100%
-------------------------------	------

令和元年度特別支援学校高等部卒業生進路状況

【令和2年3月末現在】

	一般企業	福祉関係 <sup>*4</sup>	進学	その他 <sup>*5</sup>	合計
内定者数	81人	158人	3人	11人	253人
割合	32.0%	62.5%	1.2%	4.3%	100%

\*4 就労継続支援A型事業所（障がい者と雇用契約を結び、就労機会の提供や、就労に必要な訓練を行う障がい福祉サービス事業所）13人を含む。

\*5 教育訓練機関、医療機関、家庭

## 2 今年度の取組

### (1) 早期からの一貫した支援の推進

- ① 特別な支援を必要とする児童生徒への一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルファイル<sup>(\*6)</sup>の活用を一層促進します。また、市町教育委員会と連携して中学校への理解啓発を図ることで、中学校から高等学校への支援情報の引継ぎを促進します。
- ② かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターとの連携のもと、他の特別支援学校や各市町の福祉機関とのネットワーク化を図り、広域的に発達障がい支援を行います。
- ③ 特別支援学校と近隣の小中学校等との交流及び共同学習では、ボッチャ等の障がい者スポーツを通じた交流を実施します。

\*6 本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を綴じ込んでいくファイル。支援情報を円滑かつ確実に引継ぐために、保護者が学校・進路先・関係機関等と支援情報を共有する。

### (2) 高等学校への支援

- ① 高等学校に発達障がい支援員（3名）を配置し、巡回相談を効果的に進め、生徒や教員への指導助言や個別の指導計画の作成支援等を行います。
- ② 高等学校において発達障がいのある生徒に対するより専門的な指導・支援を行うため、令和元年度から伊勢まなび高等学校で実施している通級による指導の成果と課題をふまえ、他校での実施に向けて準備を進めます。

### (3) 教員の専門性の向上

- ① 小中学校、高等学校の通級指導担当教員等を対象に、発達障がいのある児童生徒への指導・支援に係る研修（8回）を実施します。
- ② 特別支援学校のセンター的機能として、小中学校の特別支援学級の教員等を対象に、障がい種別の指導・支援の方法や教材・教具の活用等に関する研修を実施します。
- ③ かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターと共同し、小中学校および高等学校の通級による指導を担当する教員を対象とした発達障がいに係る研修会（3回）を開催します。

#### (4) 特別支援学校の生徒の就労支援

- ① 児童生徒の発達段階に応じて、育みたい能力や態度に考慮した特別支援学校版キャリア教育プログラムの活用を進め、指導方法の工夫や教育内容の充実を図ります。
- ② 生徒の適性と職種のマッチングを図る職業適性アセスメントの積極的な活用とともに、企業や関係機関等と連携し、清掃や看護・介助業務補助に係る技能検定や講習会を継続して実施します。また、「三重県立特別支援学校における農業教育プログラム」等の活用による農福連携など、関係機関との連携をとおした職域の拡大に取り組みます。
- ③ 外部人材として、キャリア教育サポーター（4名）を配置し、生徒本人に適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行います。
- ④ ステップアップカフェや関係部局、関係機関と引き続き連携し、障がい者の雇用促進を図るとともに、各特別支援学校が企業向け見学会等を開催し、障がい者雇用への理解啓発を図ります。

#### (5) 特別支援学校の狭隘化等への対応

特別支援学校はこれまで大規模な整備を進めてきましたが、一部の特別支援学校において、在籍者数が増加し今後も増加が見込まれることから、施設の狭隘化や教室不足（杉の子特別支援学校、稲葉特別支援学校、松阪あゆみ特別支援学校）への対応が必要です。

また、津波浸水想定区域にある学校の防災対策（聾学校）や老朽化（盲学校、聾学校）、異なる障がい種別の受け入れ（杉の子特別支援学校、松阪あゆみ特別支援学校）に係る検討など、引き続き取り組むべき個別の課題があります。

市町教育委員会等との情報共有をていねいに行い、在籍者数や障がい種別、保護者や地域からの要望等をふまえ、課題解決に向けた検討を進めます。

## 12 安全で安心な学びの場づくりについて

### I いじめや暴力のない学校づくり

「三重県いじめ防止条例」（平成30年4月1日施行）の基本理念をふまえ、社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組み、児童生徒が安全・安心に生活できる環境づくりを推進するとともに、生命を大切にし、いじめや暴力を許さず相手を思いやる心や、個性を認め尊重する態度、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができる力を育成します。

#### 1 いじめ

##### (1) 現状と課題

早期発見、早期対応がいじめから児童生徒を守り、解決につながることから、文部科学省ではいじめの積極的な認知を求めており、認知件数は全国的に増加傾向にあります。平成30年度における本県のいじめの認知件数は3,105件です。

【いじめの認知件数（校種別）】

（単位：千人）

	H26	H27	H28	H29	H30	H30-H29
小学校	536	871	1,766	1,470	2,282	812
中学校	310	504	673	600	623	23
高等学校	61	125	158	131	187	56
特別支援学校	3	10	9	18	13	▲5
計	910	1,510	2,606	2,219	3,105	886

（三重県教育委員会独自調査）

本県のいじめの認知件数は、全国的な傾向と同じく増加傾向にあり、いじめに係る重大事態も発生しています。児童生徒をいじめから守るためにには、いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうるものであることを改めて認識し、いじめを積極的に認知することや、いじめられている児童生徒の立場に立ち、認知したいじめの早期解決に向けて学校全体で取り組み、指導することが重要です。いじめを認知した場合は、特定の教職員が抱え込むことなく、管理職をはじめ学校いじめ防止委員会で共有し、組織的にいじめの解消に向け取り組むことが必要です。

また、児童生徒がいじめを許さない気持ちを持ち、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができる力を身につけられるよう、道徳等の授業や児童会・生徒会活動、学級活動などの機会を通じて、児童生徒がいじめについて主体的に考える取組を一層推進する必要があります。

## (2) 今年度の取組

### ① 弁護士との連携による支援

弁護士によるいじめの予防授業をとおして、児童生徒がいじめを許さない態度を身につけ、いじめの問題について主体的に考え方行動できる力を育むとともに、学校だけでは解決が困難な事案に対して弁護士による法的支援を行います。

### ② スクールカウンセラー（SC）の配置

児童生徒の臨床心理に関する専門的な知識及び経験を有するSCをすべての中学校区に配置することにより、地域の実情に応じた柔軟な支援ができるようになるなど教育相談体制の充実を図ります。今年度は、県内全中学校区（151校区・義務教育学校を含む）および全県立高校（56校）に130名を配置しています。担任や養護教諭と連携し、いじめを受けている児童生徒への直接的な支援や、必要に応じて家庭訪問等を行います。

### ③ スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置

社会福祉や精神保健福祉等の専門的な知識や経験を持つSSWが、いじめに関係している児童生徒を取り巻く環境をふまえ、福祉の関係機関や教育支援センターと連携した支援を行います。

### ④ いじめ防止応援サポーターによる取組の推進

いじめ防止応援サポーターの特性に応じた主体的な取組や各地域のサポーターと学校が連携した取組を推進し、社会全体でいじめを防止する機運を高めます。また、サポーター登録の拡大にも引き続き取り組みます。

### ⑤ いじめ防止強化月間（4月、11月）の取組の推進

#### ア ピンクシャツ運動

いじめ反対を目にする形で示すことは、児童生徒の主体的な取組につなげやすく、児童生徒にとっても取り組みやすい活動の一つです。各学校が「ピンクシャツデー」や「ピンクシャツウィーク」等を設定し、いじめ反対の意志を示すピンクシャツ運動を展開するなど、児童生徒がいじめ防止について主体的に考える取組を推進します。

#### イ 地区別いじめ防止サミットの開催

児童生徒がいじめの問題について理解を深め、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるよう市町教育委員会と連携し、県内6地区で「地区別いじめ防止サミット」を開催します。児童生徒と地域の大人（保護者や教員、いじめ防止応援サポーター）が意見交流することをおして、地域全体でいじめを絶対に許さないとする機運を醸成します。

## 2 暴力

### (1) 現状と課題

平成30年度の暴力行為の発生件数は1,228件で前年度から435件増加しています。

【暴力行為の発生件数（校種別）】

(単位：件)

	H26	H27	H28	H29	H30	H30-H29
小学校	268	425	354	323	792	469
中学校	525	379	431	390	334	▲56
高等学校	113	97	87	80	102	22
計	906	901	872	793	1,228	435

(三重県教育委員会独自調査)

小学校においては、衝動的な自分の感情をコントロールすることが難しく暴力行為におよぶ児童や、繰り返し暴力行為におよぶ児童もいることから、児童一人ひとりの状況をふまえた支援や指導が必要です。

## (2) 今年度の取組

生徒指導や非行防止について専門的な知識や経験を有する生徒指導特別指導員を学校に派遣し、児童生徒の問題行動の防止や立ち直りの支援を行います。また、必要に応じてSCやSSWを派遣し、チームとしての支援を進めるとともに、福祉等の関係機関と連携して対応します。

- ・生徒指導特別指導員 6名（教員OB、警察OBなど）
- ・SSW13名（昨年度より1名増員）

## 3 インターネットトラブル

### (1) 現状と課題

ケータイの所持率は、小学生で約4割、中学生で約7割、高校生でほぼ10割となっています。

【ケータイの所持率】

	H26	H29	H30	H30-H29
小学校	39.9%	50.3%	39.3%	-11.0
中学校	60.9%	73.2%	72.2%	-1.0
高等学校	99.1%	99.2%	98.2%	-1.0

三重県：「スマートフォン等の使用に関する実態調査」（抽出調査）

※本調査における「ケータイ」とは、携帯電話やスマートフォンのことをいいます。

スマートフォン等の急激な普及に伴い、SNS等でのトラブルやいじめの事案が急増していることから、児童生徒のインターネットの適切な利用に関する知識や情報モラルを高めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症に係る誤った情報の拡散や、個人への偏見、人権侵害につながる書き込み等を児童生徒が行わないよう指導する必要があります。

## (2) 今年度の取組

### ① ネットパトロールの実施

専門業者に委託し、公立学校や児童生徒に関するネット上の問題ある書き込みの検索（パトロール）を行います。検索の結果、リスクレベルに応じて、県へ情報提供・サイトの継続監視を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し削除依頼等を行います。

また、新型コロナウイルス感染症に係るいじめや人権侵害等から児童生徒を守るためにのネットパトロールを年間を通じて実施します。

### ② 学校の取組への支援

県教育委員会のホームページに掲載している子ども向け啓発資料「みえネットスキルアップサポート」と保護者向け啓発資料「ネットトラブルから子どもたちを守るために」の活用を促すとともに、これらも活用し、新型コロナウイルス感染症に係る誤った情報や、人権侵害につながる書き込みをすることのないよう、児童生徒への指導を周知徹底します。

### ③ 子どもたちのインターネットトラブル防止事業

SNSにおいてトラブルになった、又はトラブルを目撃した児童生徒がその内容をスクリーンショットで画像を保存し、その画像を投稿することができるアプリを民間委託で作成します。県教育委員会が行ういじめに関する研修に参加した大学生の協力も得て、不適切な書き込み等をそのアプリへ報告してもらい、必要に応じて学校や専門家と連携し適切に対応します。

## II 子どもたちの安全・安心の確保

学校・地域・関係機関が連携して通学路等における子どもたちの安全確保に取り組む体制を構築するとともに、子どもたちが危険予測、危険回避の能力を身につけるよう安全教育を推進します。

### 1 交通安全教育・防犯教育の推進

#### (1) 現状と課題

- 令和元年度に不審者として報告のあった件数は、小学校 182 件、中学校 81 件、高等学校 181 件で、全体では 444 件となっており、平成 30 年度と比較すると 66 件減少しています。

【不審者情報】

(単位：件)

	H 2 9			H 3 0			R 0 1		
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	高等学校	小学校	中学校	高等学校
計	147	99	147	99	147	224	182	81	181
年度計			470			510			444

(三重県教育委員会独自調査)

- 令和元年度における園児および児童生徒（公立・私立）の交通事故による死傷者発生件数は、337件となっており、平成30年度より79件減少しています。交通事故のうち、自転車運転中の事故が139件で全体の41.2%を占めています。

【交通事故による死傷者数状態別発生状況（三重県警察資料による）】

(単位：件)

年	運転中				同乗中				歩行中	その他	計
	自動車	自二	原付	自転車	自動車	自二	原付	自転車			
H29	0(0)	3(1)	5(0)	236(1)	231(0)	2(0)	0(0)	0(0)	64(0)	6(0)	547(2)
H30	4(0)	3(0)	7(1)	176(1)	182(0)	0(0)	0(0)	1(0)	42(0)	1(0)	416(2)
R01	1(0)	4(1)	3(0)	147(1)	139(0)	3(0)	0(0)	0(0)	37(1)	3(0)	337(3)

(カッコ内の数字は死者で内数)

近年、子どもたちが集団で移動中に交通事故の犠牲になったり、不審者による被害に遭遇したりする事案が発生し、大きな社会問題となっています。次代を担う子どもたちの尊い命を守るためにには、教育委員会、学校、家庭、警察等が連携し、地域社会全体で子どもたちを守る体制が必要です。

## (2) 今年度の取組

### ① 地域社会全体での見守り

通学路における子どもの安全確保のため、県警察本部生活安全部と連携してスクールガード（学校安全ボランティア）のスキルアップを図る講習会を実施します。また、スクールガード・リーダーを育成する講習会を実施し、スクールガード・リーダーを核とした地域の見守り体制の整備を進めます。

### ② 安全対策の推進

通学路安全対策アドバイザーおよび事故防止アドバイザーを委嘱し、菰野町をモデル地域に指定し、通学路の安全点検や安全マップの作成を通して地域の学校間で連携した安全教育や安全対策を推進します。また、その成果を事業成果報告会等で広く県内に普及します。

### ③ 教員対象の講習会の実施

児童生徒の危険予測・危険回避能力を育成するため、教員を対象とした防犯教室講習会および交通安全教室講習会を開催し、指導力向上の取組を進めます。

## III 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、不登校の要因・背景はより複雑化・多様化しています。子どもたちが安心して学ぶことができるよう個々の状況に応じた支援を行います。

## (1) 現状と課題

- ・ 小中学校における平成30年度の不登校児童生徒数は2,271人で前年度から156人増加しています。
- ・ 高等学校における平成30年度の不登校生徒数は670人（全日制430人、定時制240人）で前年度から132人増加しています。

【不登校児童生徒数（校種別）】

（単位：人）

	H26	H27	H28	H29	H30	H30-H29
小学校	456	443	545	566	672	106
中学校	1,447	1,478	1,486	1,549	1,599	50
計	1,903	1,921	2,031	2,115	2,271	156
高等学校（全日制）	357	371	334	343	430	87
高等学校（定時制）	229	213	219	195	240	45
計	586	584	553	538	670	132

（三重県教育委員会独自調査）

学校や相談機関等と関わりを持てていない不登校児童生徒が一定数いることから、教育支援センター・フリースクールといった関係機関と連携した支援を行うとともにアウトリーチ型の支援を進める必要があります。

## （2）今年度の取組

### ① 不登校児童生徒への支援についての実態把握・分析

不登校の要因は個々の児童生徒によって異なっており、一人ひとりの状況に応じた支援が重要であることから、県教育委員会が不登校支援アドバイザー3名を委嘱し、有識者の協力も得て、不登校児童生徒一人ひとりの生活環境や学習状況、本人が抱える特性や保護者の状況等について実態把握と分析を行います。

### ② 訪問型支援の実施及び支援方法のモデル化

不登校児童生徒の実態把握・分析をふまえ、臨床心理士や精神保健福祉士等の専門家が訪問型の支援を行い、児童生徒や保護者に対する有効な支援方法のモデル化に向けての研究を進めます。

### ③ フリースクール等で学ぶ子どもたちへの多様な学びの支援

教育委員会・学校と民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行う取組を推進することが求められていることから、フリースクール等が行う不登校児童生徒の社会的自立に向けた体験学習等への支援を行うとともに、必要に応じて臨床心理士・精神保健福祉士等の専門家をフリースクール等に派遣します。

#### ④ 教員向けリーフレットの作成

平成29年2月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」では、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、必ずしも学校復帰を前提としない社会的自立をめざした支援や、学校外の学びの場（フリースクール等）と連携した支援が求められています。この趣旨をふまえた不登校児童生徒への支援に対する考え方が、すべての教員に浸透するよう、有識者等の助言を得ながら、教職員研修に活用できる不登校児童生徒対応リーフレットを作成し、県内公立学校の全教員に配付します。

## 13 人権教育について

本県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」のもと「人権に関する問題への取組を推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現」を図っています。県教育委員会では、平成29年3月に三重県人権教育基本方針を改定し、以下の個別的な人権問題を、教育として解決に向けて取り組むべき問題として位置づけ、子どもたちがそれらの問題を自分の課題としてとらえ、人権を守るために実践行動ができる力を身に付けられるよう、「人権感覚あふれる学校づくり」、「人権尊重の地域づくり」、「教職員の育成・支援」の3つの観点で取組を進めています。

個別的な人権問題とは、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性、高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の性、性的マイノリティ、ホームレスの人権に係わる問題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等です。なお、社会状況等の変化に伴い、三重県教育ビジョンでは「性的マイノリティ」を「性的指向・性自認に係る人権課題」と表現しています。

### 1 三重県人権教育基本方針に基づく取組

#### (1) 人権感覚あふれる学校づくり

- ① 教科等指導、生徒指導、学校経営などの教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりに取り組み、子どもが安心して学ぶことのできる環境づくりを進めています。
- ② 人権尊重の意識や実践行動ができる力を育むため、人権学習の内容の充実に努めています。

人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	83.0%	90.5%	98.1%	100.0%

#### (2) 人権尊重の地域づくり

学校での人権学習を肯定的に受容するような地域づくりが進むよう、学校・家庭・地域（自治会・NPO等）が学校の進める人権教育の内容や課題を共有・協議する人権教育推進協議会や子ども支援ネットワークの活動の活性化に取り組んでいます。

＜子ども支援ネットワーク・アクション事業：子どもが主体的に取り組んだ事例＞

- ・ 災害と人権問題との関係について学び、様々な人権問題について考えることの大切さを地域に発信
- ・ 多文化共生社会実現のための国際交流イベントを開催するとともに、学んだ内容を地域に発信
- ・ 多様な性のあり方に関する講演を聞き、ネットワーク関係者と意見交換
- ・ すべての人が安心して過ごせる学校や地域をつくりたいという思いから、子どもたちが「あいさつ運動」を提案し、地域住民とともに実践

（令和元年度実績）

#### (3) 教職員の育成・支援

教職員が、確かな人権感覚と指導力をもって人権教育を進められるよう、研修の実施や情報提供、相談支援等を行っています。

## 2 課題

- (1) 地域の差別意識や学校での学習の不十分さ等を背景とした人権侵害（差別事象）が発生しています。また、平成28年に施行された「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」をはじめ、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」や「三重県犯罪被害者等支援条例」が施行されるなど、差別解消に関する法令等の整備が進められており、さまざまな人権問題の解決に向け、人権教育の果たすべき役割の重要性が増しています。
- (2) 地域の人々の関係性の希薄化・地域コミュニティの弱体化が課題となっているなかで、家庭の経済状況と子どもの学力の関連、世代間の貧困の連鎖等が指摘されており、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自己実現を可能にするための支援が求められています。さらに、学校や地域において、一人ひとりの子どもへのきめ細かな対応等が求められています。
- (3) 教職員の世代交代や人権課題の多様化が進んでいることから、教職員の人権問題に対する確かな認識や人権感覚、指導力がより一層求められています。

## 3 今後の対応

### (1) 人権感覚あふれる学校づくり

人権問題への理解を深める学習活動の充実と子どもが安心して学べる環境づくりの推進を図ります。

- (ア) 人権学習指導資料等の活用促進を通して、個別的な人権問題を解決するための教育を推進
- (イ) 人権が尊重される授業づくりについての実践研究を推進
- (ウ) 人権教育カリキュラムの活用・改善により、学校における人権教育を総合的・系統的に推進

### (2) 人権尊重の地域づくり

人権意識を高め、子どもの成長を支える地域連携の仕組みづくりを進めます。

- (ア) 学校が進める人権教育について、家庭・地域がともに協議や共通理解を行う人権教育推進協議会の活動を活性化
- (イ) 学校・家庭・地域が連携し、子どもの自尊感情を高める活動や、子どもを主体とした人権尊重の意識を地域に広める活動に取り組む「子ども支援ネットワーク・アクション事業」を実施

### (3) 教職員の育成・支援

教職員のニーズや課題に即した育成・支援を行います。

- (ア) 管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象とした研修会を実施
- (イ) 学校が開催する研修会等を指導主事等が支援
- (ウ) 指導資料の作成等、実践につながる情報提供と人権教育相談を実施

### (4) 人権教育ガイドラインの活用促進

三重県人権教育基本方針に基づく取組が学校で進められるよう管理職や人権教育担当者の研修会等で人権教育ガイドラインの活用を促し、教育活動全体を通じた人権教育を推進するとともに、個別的な人権問題の解決に向けた教育を推進します。

## 14 体力向上と学校スポーツについて

### 1 子どもの体力向上

#### (1) 現状

子どもの体力向上に資するよう、スポーツ庁（文部科学省）は、平成20年度から小学5年生と中学2年生の全員を対象に、4月から7月に「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（以下「全国体力調査」という。）を実施しています。

平成30年度の本県における子どもたちの体力合計点は、小学校男子、中学校男女において全国平均値を上回りましたが、令和元年度は小中学校ともに前年度並びに全国平均値を下回る結果となりました。

しかしながら、令和元年度の本県中学2年生男子・女子の体力合計点は、3年前の小学5年生の実施時と比べて全国平均値との差が縮まっており、これまでの体力向上に向けた取組が成果につながっているものと考えています。

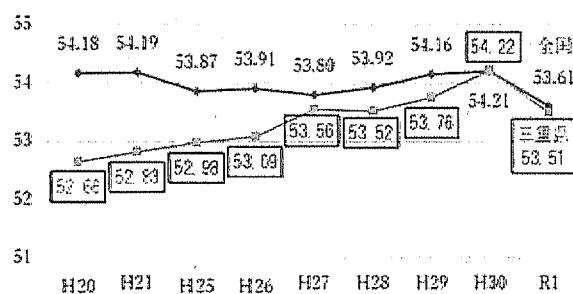
＜令和元年度調査の体力合計点の平均＞

	小学校第5学年		中学校第2学年	
	男子	女子	男子	女子
全国	53.61	55.59	41.69	50.22
三重県	53.51	55.48	41.60	50.05

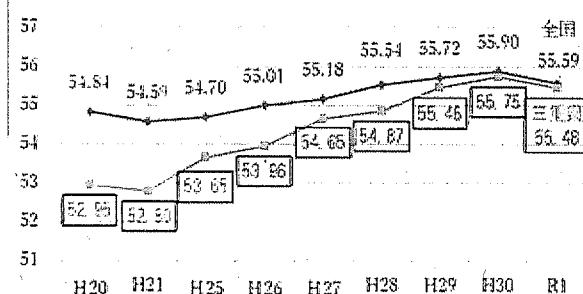
＜平成20年度（初回）以降の体力合計点（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ボール投げの8種目総得点）の推移＞

悉皆調査で実施された平成20・21・25～30年度・令和元年度の体力合計点の推移

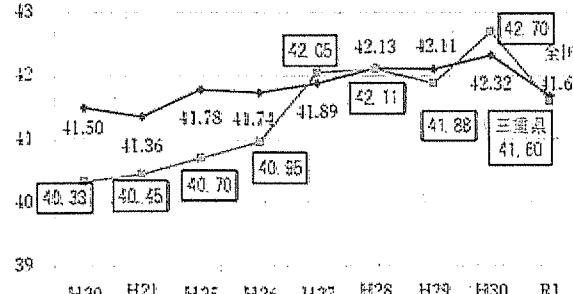
小学校5年男子 体力合計点



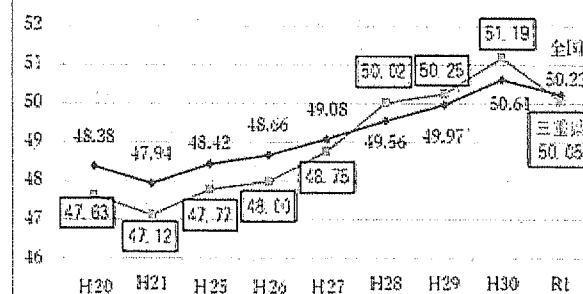
小学校5年女子 体力合計点



中学校2年男子 体力合計点



中学校2年女子 体力合計点



＜平成22、24年度は抽出調査、平成23年度は東日本大震災により調査中止＞

【小中学校で男女ともに全国平均を継続して下回っている種目】

小学校（4種目）：上体起こし、20mシャトルラン、50m走、立ち幅跳び

中学校（2種目）：上体起こし、持久走

## (2) 課題

- ① 各小中学校において「全国体力調査」の結果を分析し、子どもたちの体力向上に向け、目標設定や1学校1運動、新体力テストの継続実施など、取組を進めてきましたが、学校全体で共通理解が図られるよう、より一層の意識付けとP D C Aサイクルの確立を図る必要があります。
- ② 「全国体力調査」のこれまでの調査結果から、全国平均を下回る種目（不得意種目）が固定化している傾向があるため、不得意種目の克服を重点課題と位置づけ、教員対象の研修会において各種目の向上につながるポイントの習得を図ってきました。小学校女子において全国平均値を上回る種目が3種目から4種目に増えましたが、全体としては体力合計点が全国平均値を上回らなかつたことから、引き続き取組を進めていく必要があります。
- ③ 運動習慣・生活習慣の調査結果からは、体育・保健体育の授業以外での運動時間の減少、テレビ、スマートフォン等の視聴時間の増加、朝食不摂取との関連が見られます。体力向上の取組には家庭との連携が重要であることから、学校訪問等において、結果だけではなく日常の取組や生活習慣の改善等を含めた情報提供を行っていくよう促し、家庭から体力向上にかかる協力を得られるようにしていく必要があります。

## (3) 今後の取組

### ① 体力向上にむけたP D C Aサイクルの確立

各小中学校において、令和元年度の調査結果を踏まえ設定した目標に向け、体力向上に取り組まれるよう、1学校1運動の好事例の具体的な紹介などを行い、体力向上のP D C Aサイクルの実施を働きかけていきます。

### ② 教職員研修の充実

全ての児童生徒が運動の楽しさを味わい、自発的な運動やスポーツの実践につながるよう、各学校における授業改善に向けた支援を行います。

### ③ 家庭との連携

大人と一緒に体を動かすことやバランスの取れた食事等、家庭において取り組める手法を含め、学校から情報発信できるよう、市町教育委員会と連携し、支援します。

### ④ 全国体力調査について

令和2年度の「全国体力調査」は中止となりましたが、各学校が計画した体力向上の取組を継続しつつ、子どもの体力を把握する方法を市町教育委員会と検討していきます。

## 2 学校スポーツの推進

学校教育の一環として行われる部活動は、生徒がスポーツや文化、科学、芸術等の活動を通して楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する貴重な活動です。

部活動を適切に運営するため、「三重県部活動ガイドライン」(以下、「県ガイドライン」という。)を参考に、各学校・各市町教育委員会において「部活動運営方針」を策定し、それに基づき部活動を実施しています。

また、令和3年度に開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会に、子どもたちが「する」、「みる」、「支える」、「知る」立場から参加し、豊かなスポーツライフと競技力の維持・向上につなげる取組を進めます。

### (1) 部活動運営

- ・学校部活動運営方針に基づく休養日と活動時間の遵守

学校体育・部活動実態調査により、各学校の部活動における休養日や活動時間を探り、県ガイドラインに則った活動となっているかを確認するとともに、必要に応じて指導・助言します。

- ・部活動指導員やサポーターの効果的な配置

子どもたちに対する専門的な指導の充実と教員の負担軽減のため、令和2年度は、運動部活動サポーターを県立高等学校に45名、公立中学校に5名派遣するとともに、部活動指導員として県立高等学校に5名、公立中学校に50名の配置を支援します。

### (2) 部活動のあり方検討

生徒数の減少により、集団で行う部活動を維持することが難しくなっている一方で、競技経験がない種目を担当しているなど、部活動指導の負担軽減が求められていることから、持続可能な部活動に向けて関係者と検討します。

### (3) 大規模大会を活用した学校スポーツの活性化

- ・国体・全国障害者スポーツ大会局との連携

平成30年度の三重県を中心としたインターハイでの成果を生かし、子どもたちが令和3年度の三重とこわか国体・三重とこわか大会に選手として出場する、観客としてみる(応援する)、競技補助員やボランティアとして選手を支える、といったさまざまな体験、交流を推進します。

また、大会の成果を生かしながら、スポーツに対する子どもたちの関心を高め、国体・全国障害者スポーツ大会局と連携し、競技力の維持・向上の取組を進めます。

- ・オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業の実施

スポーツに対する多様な関わり方を身に付け、オリンピック・パラリンピックへの興味・関心を高めるとともに、スポーツの価値や効果の再認識及び共生社会への理解につながるよう、オリンピアン・パラリンピアンの方々からの体験談や実技体験を学校で実施します。

## 15 健康教育・食育について

### 1 学校保健の推進

家庭や社会の環境変化に伴い、子どもたちの基本的な生活習慣の確立が難しくなっていることに加え、薬物乱用や性に関する問題等、子どもたちを取り巻くさまざまな課題が顕在化しています。加えて、新型コロナウイルス感染症への対応が必要となっています。

また、アレルギー疾患や心の健康に課題を抱える子どもも増加しており、これらの健康課題に適切に対応し解決するためには、関係機関が連携し、学校教育活動全体で健康教育を推進していく必要があります。

県教育委員会では、これらの現状をふまえ、特に以下の各点について、取組を進めます。

#### (1) 感染症対策

学校における感染症対策については、予防、早期発見・早期治療、まん延の防止の3点が重要です。そのため、県教育委員会では、手洗いの励行やマスクの着用等についての注意喚起を行うなど、感染症の予防に努めるとともに、関係機関や各学校が感染症の流行状況等について把握し、感染の予防や拡大の防止に向けた対策を講じができるよう、学校等欠席者・感染症情報システムの適切な運用について周知します。

また、新型コロナウイルス感染症や麻しん等の重大な感染症が発生した場合には、医療保健部や関係機関と連携し、当該児童生徒の人権に十分配慮して、感染拡大の防止に努めます。感染拡大の防止に必要な情報の提供や、発生時の対応、臨時休業の実施、保護者への配布文書等の支援を行うなど、各学校において適切な対応が図られるよう、取り組みます。

#### (2) 歯と口の健康づくり

本県の12歳児一人平均DMF指数（むし歯経験歯数）は、年々減少しているものの、令和元年度は0.86本と、依然として全国平均の0.70本より高くなっています。県教育委員会では、「歯と口の健康づくり」推進地域および推進校を指定し、専門医や学校関係者等による検討委員会を組織し、課題等について協議するとともに、専門医等を学校に派遣しています。

また、むし歯予防の有効な手法であるフッ化物洗口について、令和元年度の実施校は、平成30年度の14校から、熊野市全9校、南伊勢町全3校、松阪市12校の計24校となりました。

今後も、市町等教育長会議や市町健康教育担当者連絡協議会等において、その有効性や安全性、実施方法などについて説明するとともに、研修会、先進地視察を実施します。また、医療保健部と連携して各市町教育委員会を訪問し、情報提供と実施に向けた協議を行い、フッ化物洗口への理解促進と実施校拡大に努めます。

#### (3) 薬物乱用防止教育

薬物乱用と健康との関わりについて、子どもたちが早い時期から認識を深められるよう、関係機関と連携して薬物乱用防止教室や教職員等を対象にした指導者養成講習会を開催します。

#### (4) 若年層（高校生）の献血

高校生が献血の意義や制度について理解し、自ら行動できる態度を育成するため、医療保健部や県赤十字血液センターと連携し、「献血セミナー」の計画的な実施や、献血バスの導入、献血ルームの利用促進について、引き続き働きかけていきます。

#### (5) がんに関する教育

子どもたちが、がんについて学び正しく理解することを通じて、自他の健康と命の大切さについて考えることができるよう、国の事業を活用して、がんの教育総合推進事業を実施します。

今年度も、医療機関や市町教育委員会、県行政関係者等からなる協議会を開催するとともに、教職員等を対象に「がん教育」についての意義や指導内容・方法等についての研修会を開催します。

#### (6) 性に関する指導

予期せぬ妊娠の防止と思春期の性感染症を予防するため、発達段階に応じた知識や、社会生活を営むうえで適切な行動がとれる実践力を、生徒が身につけられるよう、県立学校に専門医等を派遣して、性に関する指導を行います。

### 2 食育・学校給食の推進

健康な生活を送るために健全な食生活は欠かせないのですが、不規則な食事や朝食欠食等、子どもたちの食生活には、さまざまな状況がみられます。

また、地域の食文化や地場産物、生産者等について関心を高めるとともに、地産地消についての意識を醸成するため、学校給食等を活用した食育の推進が求められています。

さらに、学校給食については、安全・安心な学校給食の実施に向け、食品の安全確保や異物混入の未然防止を含めた衛生管理の徹底を図る必要があることに加え、食物アレルギーの児童生徒が年々増加していることから、安全性を最優先した適切な対応が求められています。

これらの状況をふまえ、以下の取組を進めます。

#### (1) 学校における食育の推進

##### ①朝食摂取率向上

子どもたちが自らの食生活に关心を持ち、望ましい食習慣を身につけるとともに、朝食をしっかりと食べる習慣の定着に向けて、「生活習慣チェックシート」の活用や「みえの地物が一番！朝食メニュークール」への参加の促進について、市町教育委員会と連携して取り組みます。さらに、これらの取組を家庭への啓発の機会として活用します。

##### ②教職員の資質向上と指導の充実

教職員や市町教育委員会担当者等を対象とした講習会を開催し、専門家による講演や先進地の実践発表等をとおして、より一層の食育の推進を図ります。

## (2) 学校給食における地場産物の活用推進

### ①「みえ地物一番給食の日」の取組

毎月「みえ地物一番給食の日」を設定し、地場産物を活用した学校給食や食育の取組を推進します。また、各地域の取組（給食献立・食育）をホームページやメールで紹介し、周知を図ります。

### ②その他の取組

県内の地場産物活用率の高い献立や公益財団法人三重県学校給食会の開発食材の活用について、市町教育委員会に働きかけるとともに、各地域での地場産物活用における課題について、農林水産部や生産者団体等と連携して検討・助言します。

## (3) 学校給食における安全管理の徹底

### ①「異物混入対応方針」の周知・徹底

県教育委員会が作成した「異物混入防止等対応方針」と県内の事例を収集して、昨年度作成した「学校給食における異物混入・ヒヤリハット事例集」について、学校給食関係者への講習会等を通じて周知・徹底を図り、学校給食への異物混入の防止の徹底を図ります。

### ②食物アレルギー対応

食物アレルギーを有する児童生徒に対し、各学校や地域の実態に応じた適切な対応が行われるよう、教職員を対象とした講習会を開催します。

また、市町教育委員会と連携し、県教育委員会が作成した「学校におけるアレルギー疾患対応の手引」や「学校におけるアレルギーヒヤリハット・発症事例集」による適切な対応の周知徹底を図ります。

### ③衛生管理に係る周知

「学校給食による食中毒」、「学校給食への異物混入発生」、「食物アレルギーによるアナフィラキシー」等について、市町教育委員会担当者連絡協議会の機会を活用し、県教育委員会が作成した「学校管理下における危機管理マニュアル」による適切な対応の周知徹底を図ります。

## 16 社会教育について

### 1 社会教育の取組について

社会教育は、生涯学習の理念である国民一人ひとりが豊かな人生を送れるよう、あらゆる場所において学習することができる社会を構築していくうえで、重要な役割を担っています。国および地方公共団体は「社会教育法」に基づき、社会教育の推進を図るため、社会教育施設の設置・運営や講座の開設など学習環境の醸成を図っています。

#### ○三重県社会教育委員の会議

本県の社会教育施策について、広い視野から長期的な視点で提言をいただくとともに、現場の状況に即した具体的方策に関する助言をいただき、本県の社会教育の推進につなげます。

#### ○社会教育推進体制整備事業

社会教育主事、社会教育委員、社会教育施設の関係者等の資質向上と連携強化を目的として、研修や情報交換を行います。

#### ○学びを通じた地域課題解決推進事業

地域学校協働活動推進のために、地域と学校をつなぐコーディネーターの養成講座を実施します。

また、公民館等社会教育施設において、地域住民が話し合いを進め、地域の将来像や課題を共有し、課題解決に取り組んでいく学習機会を提供できるようモデル事業等を実施します。

### 2 子どもの読書活動推進

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境を整備していくことが必要です。

県においては、子どもたちが本を身近なものと感じ、読書を楽しむことができるよう、「第四次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭、地域、学校と連携し、発達段階に応じて、同世代の子ども同士で本を紹介しあう読書経験の共有や、さまざまな図書にふれる読書機会の拡充等を進めていきます。

#### ○子ども読書活動推進計画の総合的な推進

子ども読書活動推進会議を開催し、各委員の専門的な知識や実践に基づく幅広い意見を聴取し、県の推進計画に基づいた効果的な推進施策の検討・協議を行います。

また、「第四次三重県子ども読書活動推進計画」を実効あるものにするため、市町担当者や子どもの読書活動推進に関わる地域のボランティア等を対象とした説明会を開催し、同計画の円滑な推進に向けての意見交換を行います。

## ○家庭における読書活動の推進

家庭における読書の重要性についての理解を促進するため、保護者や子育て支援関係者等を対象に、読み聞かせや読書の効果などに関する講座を開催し、「家読（うちどく）」の普及啓発を行います。

## ○地域における読書活動の推進

教育、福祉関係者、図書館関係者、読書ボランティア等を対象に、子どもの読書活動推進の意義、発達段階に応じた選書や読書活動の手法等に関する理解を促進し、地域ぐるみでの支援の輪を広げるため、研修や交流の場を設けます。

## ○読書活動推進の啓発・広報

商業施設等において、読書ボランティアの協力による読み聞かせイベントを行い、普段、読み聞かせに参加したことのない家庭に働きかけを行うとともに、地域の読書活動を推進します。

## ○中学生・高校生世代等を対象とした読書活動の推進

小中学校及び高等学校へのビブリオバトル（書評合戦）の普及を図るため、皇學館大學ビブリオバトルサークルと連携し、児童生徒を対象とした実技指導や教員を対象とした講習を実施します。また、中高生を対象としたビブリオバトルの県大会を開催します。

### 3 青少年教育施設・文化施設について

青少年教育施設は、体験活動を通じて基本的な能力を育み、心身ともに健全な青少年の育成を図るため設置されています。県においては、鈴鹿青少年センター（昭和 60 年開設）と熊野少年自然の家（昭和 52 年開設）を設置し、それぞれ指定管理者が運営していますが、施設老朽化による大規模修繕や利用者の確保など、運営面にかかる課題に対応していく必要があります。

施設名称	宿泊定員	宿泊定員稼働率	年間延べ宿泊者数	年間延べ利用者数	年間あたり指定管理費用
鈴鹿青少年センター	368 人	22.2%	25,881 人	65,927 人	62,096,000 円
熊野少年自然の家	200 人	13.0%	9,149 人	22,961 人	43,129,000 円

(令和元年度実績値 ※年間あたり指定管理費用のみ令和 2 年度数値)

このうち鈴鹿青少年センターについては、昨年度（令和元年度）に隣接する鈴鹿青少年の森も含めた利活用の方法、事業採算性の有無などを把握するための民間活力導入可能性調査を行ったところ、センターの建物、設備に対する改善要望は多いものの、両施設の事業内容、サービスなどには一定の評価があり、個人、団体とも継続して利用している現状であることが分かりました。一方、新機能を期待する声も少なからずあり、社会実験などで複数の機能案を試したところ、イベントを実施すれば多くの来場者が来ていただける立地の良さもあることが両施設の強みとして立証できました。

ただし、①民間活力の導入にあたっては施設所有者（県）においても老朽化した既存施設の機能回復やインフラ整備が必要、②PPP／PFI事業実施にはアドバイザー（建設コンサルタント等）の支援が必要、などの課題もあり、昨年度定めた両施設の見直しの方向性である「民間活力の導入（PPP／PFIなど）」を実現するため、今年度は当該施設の社会的役割や現在の利用者のニーズを踏まえ、関係機関との協議・調整を行いながら、具体的な事業内容、事業手法等について検討を進めます。

## 17 文化財の保存・活用・継承について

### 1 現状

#### (1) 文化財の件数

我が国の文化財は、特色ある歴史的風土の中で育まれ、今まで守り伝えられたものです。文化財は貴重な国民共有の財産として、有効に保存、活用を図る必要があります。

本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめ、国および県指定等の文化財が、令和2年3月末現在、1,167件あります。このほか、市町指定等の文化財が1,791件、埋蔵文化財が約14,000か所あります。

(令和2年3月31日現在)

種別	国指定等	県指定等	合計	備考
有形文化財	188	359	547	建造物、美術工芸品等
無形文化財	1	2	3	工芸技術等
民俗文化財	11	63	74	生業、民俗芸能等
記念物	84	166	250	遺跡、庭園、動物、植物等
伝統的建造物群保存地区ほか	282	11	293	登録有形文化財を含む
合計	566	601	1,167	

#### (2) 文化財の保存・活用への対応

##### ① 文化財の指定等

県教育委員会では、本県にとって重要な文化遺産について、県文化財保護審議会への諮問・答申を経て、「三重県文化財保護条例」に基づき指定等を行っています。

令和元年度は、下記の有形文化財1件を新たに指定し、1件を追加指定しました。

<新指定>

○有形文化財 古文書「伊賀甲賀山論関係文書」2巻9通 附7点

(伊賀市上野丸之内、伊賀市(伊賀市上野図書館))

室町時代末期の伊賀地域に見られた地縁的な連合体の構成員を示し、また、現在の三重・滋賀の両県境が成立した経緯を知るための重要な資料。

<追加指定(員数変更・名称変更)>

○有形文化財 考古資料「八代神社伝来資料」30点

(鳥羽市神島町1、宗教法人 八代神社)

変更前の名称と員数:「八代神社神宝」5点

国指定重要文化財「伊勢神島祭祀遺物」と合わせ、伊勢湾の入り口に浮かぶ神島が、海上交通の要衝として長期にわたって信仰され続けていたことを示す重要な資料群。

## ② 文化財の保存・活用

国・県指定等の文化財の保存状況や、天然記念物の生息状況等を把握するため、県教育委員会では文化財保護指導委員を任命し、文化財巡視や必要な調査を行っています。また、修復を要する文化財については、国および県の補助により、所有者を支援しています。

### <地域文化財総合活性化事業>

文化財の修復・整備等の事業とあわせ、事業者による活用事業を行うことで、文化財を生かした魅力ある地域づくりにつなげる活動を支援しています。

年度	件数	補助額	補助率
令和元年度	42 件	90,067 千円	国指定：県 10%以内（国 50%） 県指定：県 50%以内
令和2年度	31 件（予定）	90,000 千円	

## （3）三重県文化財保存活用大綱の策定

文化財は、これまで個別に保存と活用が図られていましたが、平成 31 年 4 月 1 日の文化財保護法改正では大綱（県）や地域計画（市町）の策定が位置づけられ、保存・活用を総合的に進めることが明文化されました。そこで本県では、県内の文化財保存・活用についての総合的な方向性を示し、地域社会総がかりで文化財の適切な保存・活用・継承が図されることを目的として、三重県文化財保存活用大綱の策定を行っています。

本県の大綱は、「本県が持つ多様な自然環境や歴史を背景に生まれた、各地域独自の文化財に応じた文化財の保存・活用・継承を推進する方針を示すこと」と、「文化財の防災と災害時の対応に関する活動体制の整備」を特徴としています。

## 2 課題

文化財は経年劣化をはじめ、過疎化・少子高齢化等の社会環境の変化に伴う休廃止、防災・防犯対策等、多くの課題があり、その保存と継承が年々厳しくなっています。そのため、行政による財政的・技術的支援の必要性が増しています。

また、文化財保護法の改正をふまえ、文化財の持つ歴史的資産としての価値を認識し、地域住民を中心としたさまざまな人々が参画することで文化財を保存・活用・継承していくことが求められています。

文化財保存活用大綱は、県全域を対象として、文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確にし、各種の取組を進めていくうえで共通の基盤となるものですが、文化財の保存・活用・継承を進めるためには、大綱の策定と、それをふまえた市町による文化財保存活用地域計画が一市町でも多く策定されることが重要です。

### 3 今後の対応

(1) 文化財を、単なる過去の遺産ではなく、人づくり・まちづくりの核となる生きた財産として活用していくための取組を、市町や所有者等と連携して推進します。令和2年度においては、「地域文化財総合活性化事業」および国等の事業を有効に活用し、文化財の保存と活用を支援するとともに、積極的な情報発信と公開を促進していきます。

国宝の専修寺御影堂・如来堂をはじめとした県が誇れる文化財について、パネル展示やSNSを活用した積極的な情報発信を行います。

(2) 鳥羽・志摩の海女習俗については、「鳥羽・志摩の海女漁の技術」として、平成29年3月に国の重要無形民俗文化財に指定されました。今後は、鳥羽海女保存会、志摩海女保存会と連携して、海女漁の文化財的価値の保存・継承を図っていくとともに、ユネスコ無形文化遺産登録を視野に、引き続きSNSを通じた情報発信等、国内外の認知度が高まるよう取組を進めています。

(3) 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が良好に保存・管理されるよう、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会を通じて、奈良・和歌山両県や関係市町等と連携して取り組んでいきます。

また、世界遺産の価値や国内の巡礼道に関する世界遺産連続講座を県内で開催し、世界遺産の魅力をあらためて発信していきます。

(4) 本年度前半期に策定を予定している三重県文化財保存活用大綱の検討を進めるとともに、文化財保存活用計画の策定が進むよう、市町に対し積極的に支援をしていきます。

なお、本大綱については、6月の教育警察常任委員会で最終案を示させていただく予定としています。

## 18 教職員の資質向上について

### 1 基本的な考え方

学校と家庭・地域が連携・協働しながら、子どもたちに未来の創り手となるために必要な資質能力を育むためには、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、教科横断的なカリキュラムの編成、教育活動の評価および改善、学校内外の物的・人的資源の活用といったカリキュラム・マネジメントが重要となり、教職員は、何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかも重視するとともに、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感できるよう授業改善に取り組むことで、授業力をはじめとする指導力を高めていく必要があります。一方、経験豊かな教職員の退職と若手教職員の増加に伴い学校組織における年齢構成が大きく変化していることから、これまでの教育実践の蓄積を引き継ぎつつ、若手教職員を育成する必要があります。また、教職員が子どもと向き合う時間を確保しつつ研修に参加できるよう、校外研修の方法、場所の工夫、校内研修の充実等、環境の整備をさらに進める必要があります。

教職員自らが職責・経験等に応じて計画的・効果的に資質能力の向上に努めることができるよう、「校長及び教員の資質の向上に関する指標」等に基づき、研修を実施します。

### 2 令和2年度前期の教職員研修について

新型コロナウイルス感染拡大に伴う長期にわたる学校の臨時休業の状況をふまえ、4月に実施する予定であったすべての研修講座及び説明会等を中止とし、以降の研修プログラムを見直しました。

今年度、研修企画・支援課及び研修推進課が実施する前期（9月末まで）の教職員研修については、研修資料やネットDE研修等映像教材を活用した代替研修及びオンラインシステムを利用した遠隔研修による実施とし、研修機会を提供していきます。

### 3 教職員のライフステージと職種に応じた研修

全ての教職員がコンプライアンスをはじめとする素養や、授業力等の高い専門性を身につけられるよう、ライフステージや職種に応じた研修を系統的かつ体系的に実施するとともに、学校における授業改善や教育活動が組織的かつ計画的に推進されるよう、マネジメント力の向上に向けた研修を実施します。

#### (1) 教諭研修（法定・悉皆研修※）※経験年数やその職務に応じて全員が必ず受ける研修

質の高い教育活動を行うため、実践的指導力、組織参画力、外部連携力および職務遂行能力の向上を図ります。

##### ① 教諭研修

初任者研修（校外15回、校内300時間）、

教職2～3年次研修（校外5回、校内3回）、

教職6年次研修（校外5回）、中堅教諭等資質向上研修I（校外6回、校内9回）、

中堅教諭等資質向上研修II（校外4回、校内6回）（令和5年度から実施）

## ② 養護教諭研修

新規採用養護教諭研修（校外 11 回、校内 15 回）、  
養護教諭 6 年次研修（校外 5 回）、  
中堅養護教諭等資質向上研修 I（校外 6 回、校内 3 回）  
中堅養護教諭等資質向上研修 II（校外 4 回、校内 2 回）（令和 5 年度から実施）

## ③ 栄養教諭研修

新規採用栄養教諭研修（校外 11 回、校内 15 回）、  
栄養教諭 6 年次研修（校外 5 回）、  
中堅栄養教諭等資質向上研修 I（校外 6 回、校内 3 回）  
中堅栄養教諭等資質向上研修 II（校外 4 回、校内 2 回）（令和 5 年度から実施）

## （2）主幹教諭・指導教諭研修

新任主幹教諭等を対象に、職務・役割や学校組織マネジメントについて理解を深めるとともに、学校経営に取り組むための実践力や、教員の授業力向上に向けた指導力の向上を図ります。

## （3）管理職研修

管理職を対象に、より質の高い教育活動を行うため、学校マネジメント力の向上および災害時におけるリーダーシップ等今日的教育課題についての理解を図ります。  
新任校長研修（4回）、新任教頭研修（4回）、  
トップマネジメント研修（新任校長研修・新任教頭研修と合同開催）（3講座）

## 4 教育課題に対応した教職員の専門性を向上させる研修

「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善による授業力向上や教育課題への対応力などの専門性について、教員一人ひとりがそれぞれの職責や個々の教育課題等に応じて主体的に学ぶ研修

### （1）授業力の向上

#### ① 授業実践研修（4回）

初任者、教職 6 年次、中堅教諭等資質向上研修 I の教員が、校種別、教科別の研修班を中心に、年間をとおして授業研究に取り組む研修

#### ② 教科等研修（52 講座）

教科等における指導内容やその方法について、知識の拡充・深化および主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導力の向上をめざす研修

### （2）生徒指導力の向上

#### ① 生徒指導実践研修（1回）

初任者、中堅教諭等資質向上研修 I の教員が研修班に分かれ、学級経営や生徒指導に重点を置いた実践事例検討等をとおして、学級経営力や生徒指導力の向上を図る研修

#### ② 生徒指導研修（2講座）

問題行動等を早期に発見し、迅速な対応を組織的に連携して取り組む生徒指導の在り方や教員が児童生徒と信頼関係を築くための関わり方について学ぶ研修

### (3) 児童生徒理解力の向上

#### ① 教育相談研修（21講座）

子どもたちの行動や言葉のわずかな変化等の兆候を察知し、不安や葛藤など内面の感情に寄り添った支援ができるよう、教育相談に関する専門的内容を学ぶ研修

### (4) 学校組織運営力の向上

#### ① 学校組織マネジメント研修（1講座）

管理職及び中堅教員を対象に、学力向上に向け、組織的に取り組む体制づくりのために必要な広い視野とリーダーシップの在り方を学ぶ研修

### (5) 教育課題への対応力の向上

#### ① テーマ研修（20講座）

グローバル教育、郷土教育、キャリア教育、情報教育、人権教育、特別支援教育、外国人児童生徒教育、いじめに関する事項、不登校に関する事項、防災に関する事項などの教育課題について、教職員の専門性や実践的指導力の向上をめざす研修

#### ② 情報教育研修（9講座）

児童生徒が興味・関心を持って主体的に参加する授業を実現するために教職員のICT活用指導力の向上をめざす研修

### (6) 職務・職能に応じた専門性の向上

#### ① 専門職種等研修（21講座）

養護教諭、栄養教諭、幼稚園等教員、学校事務職員、特別支援学級等新担当教員、実習助手（新規採用）、常勤講師を対象とした職務・職能に応じた研修

#### ② 採用前研修（参加は任意）（1回）

教育公務員としての意識の醸成を図り、教育に対する情熱、使命感を養うため、教職等に関する基礎的な知識を身につける研修

## 5 新学習指導要領に対応した研修

ライフステージ別研修や教育課題に対応した教職員の専門性を向上させる研修において、新学習指導要領で示されている「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善につながる研修を実施するとともに、道徳科、プログラミング教育、英語教育に関する研修を実施します。

### (1) 「特別の教科 道徳」に関する研修

「考え、議論する道徳」の授業をめざし、道徳科の指導と評価等について、必要な知識等を習得する研修

#### ① 小中道徳科授業づくり研修（1講座）

小中学校の教員を対象に、道徳科の特質を生かした授業づくりと適切な評価の在り方について学び、授業力の向上を図るための研修

## (2) プログラミング教育に関する研修

プログラミング的思考を育成する指導方法や教材の活用方法について学ぶ研修

### ① プログラミング教育実践研修（4回）

プログラミング指導者育成研修等（H29～R1で実施）での学びや各校で先行実施された実践をいかし、教科の学びを深めるためのより効果的なプログラミング教育につなげるための研修

## (3) 英語教育に関する研修

「三重県英語教育改善プラン」に基づき、児童生徒に4技能5領域をバランスよく育成し英語によるコミュニケーション力を身につけさせる授業法や評価の在り方などについて学ぶ研修

### ① 小学校教員対象（5講座）

小学校外国語教育研修 小学校英語専科研修 複式学級対応小学校英語研修  
小学校英語 Small Talk 研修 小中連携英語教育研修

### ② 中学校英語教員対象（2講座）

中学校英語パフォーマンステストに係る研修 中学校英語授業づくり研修

### ③ 高校英語教員対象（2講座）

高校英語授業づくり研修 高校英語研修

### ④ 英語公開授業研修

小・中・高等学校にて実施

## 6. 中核的リーダーとなる教員を育成する研修

学校の組織体制の確立にむけ、学校の中核となる教員の企画提案力や指導力を向上させるための研修を実施します。

### (1) 学校組織マネジメントリーダー育成研修（年間を通じて4日間）

管理職とともにめざす学校像実現に向けて、カリキュラム・マネジメントの視点から学校改善を先導し、よりよい学校・学級づくりを推進する中核的な人材を育成する研修

### (2) 授業研究推進リーダー育成研修（年間を通じて4回）

校内研修の企画・運営および「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善について学び、学校の組織的な校内研修を推進するための中核的な人材を育成する研修

### (3) 外国人児童生徒に対する日本語指導指導者養成研修（今年度は中止）

外国人児童生徒の受け入れ体制の整備や日本語指導の方法等について、必要な知識を習得するとともに、各地域において研修のマネジメントを推進する指導者を養成する研修（独立行政法人教職員支援機構との連携講座）

#### (4) 日本語指導に係る中核的教員養成研修（年間を通じて4回）

外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修（H29～R1）で得た専門的知見を活用し、外国人児童生徒等に対する日本語指導をはじめとする教育を組織的に推進するとともに、学校、地域の教職員の専門性向上を推進するための指導者を養成する研修

#### (5) 教育相談リーダー育成研修（年間を通じて5回）

教育相談リーダーとしての役割について学び、関係機関と学校の連携体制の構築、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携等、チームで取り組む教育相談体制づくりを推進する中核的な人材を育成する研修

### 7 教職員が研修に参加しやすい環境の整備

教職員が子どもと向き合う時間を確保し、個々の学びを組織的・継続的な校内研修の推進につなげができるよう、参加しやすい研修機会を提供します。

#### (1) ブロック別研修（67講座）

学力向上、授業づくり、生徒指導等、地域の教育課題に即して16市町の教育研究所等と共に実施する研修

#### (2) ネットDE研修（210コンテンツ）

さまざまな教育課題に対応した研修教材を、勤務校等で任意の時間に繰り返し研修できる機会を確保するために、インターネット回線を利用してパソコンだけでなくスマートフォンやタブレット等でも視聴可能な形で配信する研修

#### (3) 出前研修（要請に応じて随時）

校内研修等を支援し、教員一人ひとりの授業力を高め、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善につなげる等、教育活動や学校運営の質的向上を図る研修

##### ① 授業力向上支援出前研修

###### ア 校内研修推進出前研修

授業改善につながる校内研修の推進に向けて、大切にしたいポイントを講義や演習をとおして学ぶ研修

###### イ 「主体的・対話的で深い学び」出前研修

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善について講義や演習をとおして学ぶ研修

###### ウ 問題づくり出前研修

教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、活用力を育むための発問づくりについて講義や演習をとおして学ぶ研修

## ② 学校改善活動出前研修

### ア 学校マネジメント出前研修

学校の課題を明らかにしながら、よりよい学校づくりに向けてのポイントを講義や演習をとおして学ぶ研修

### イ カリキュラム・マネジメント出前研修

カリキュラム・マネジメントを推進するためのポイントや組織的・計画的に教育活動の質の向上を図るための方策を講義や演習をとおして学ぶ研修

## (4) 遠隔研修の実施に向けた検討

Zoom等のオンラインシステムを利用した遠隔研修の実施について検討を進め、研修の機会を提供していきます。